

参考 2

# 豪雪地帯対策について

平成 23 年度

国土交通省国土政策局

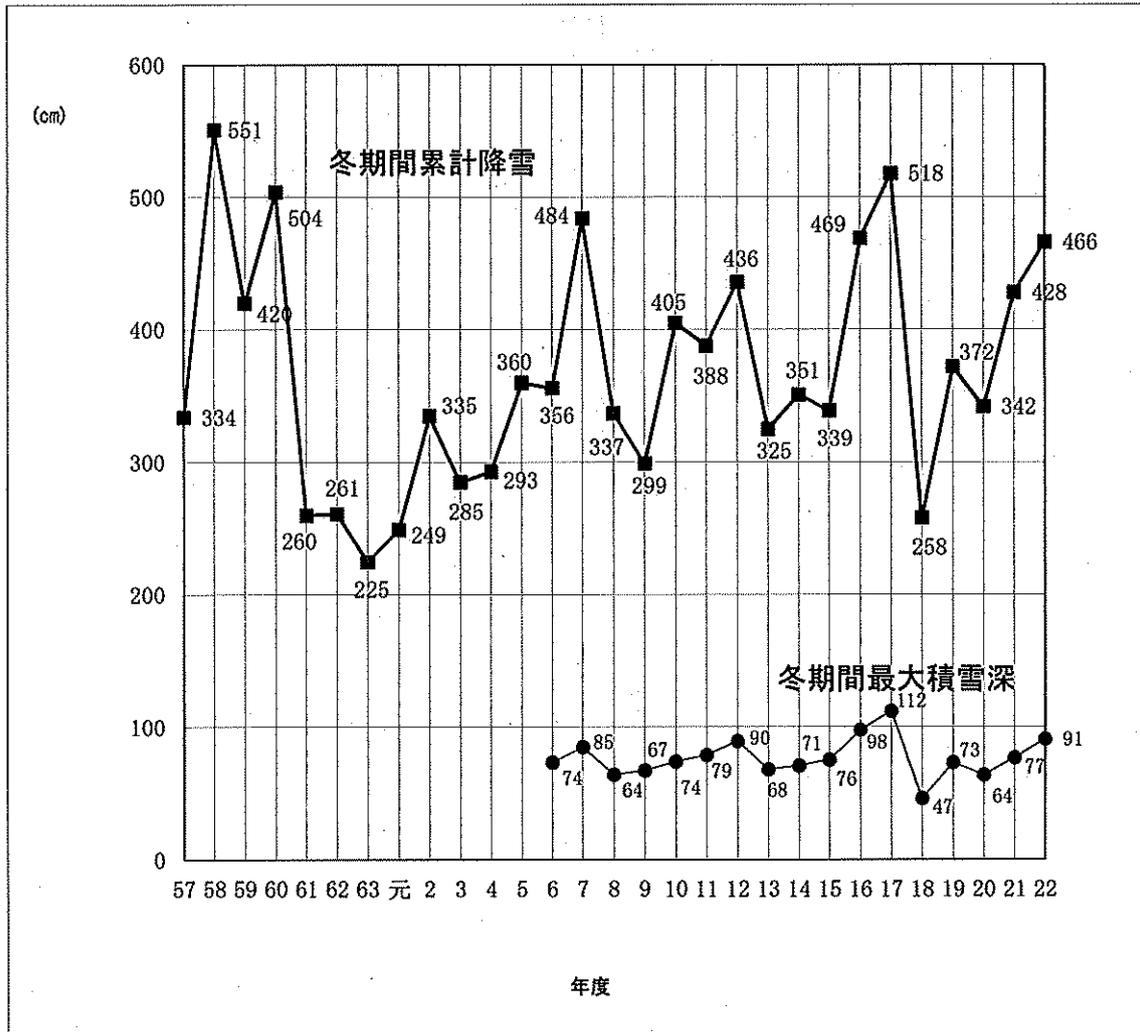
# 目 次

1. 豪雪地帯の概要	1
2. 豪雪地帯対策特別措置法の概要	24
3. 豪雪地帯対策基本計画に基づく事業の実施	27
4. 平成22年度豪雪地帯対策予算総括表	28
5. 豪雪地帯に対する主な優遇措置	30
6. 道府県豪雪地帯対策基本計画	33
(参考1) 豪雪地帯対策特別措置法	34
(参考2) 豪雪地帯対策基本計画(第5次)	45

# 1. 豪雪地帯の概要

## (1) 豪雪地帯の降雪量の推移

図-1 冬期間累計降雪量（豪雪地帯平均）



- 注) 1 冬期間累計降雪量とは、毎日の降雪量を一冬合計したものである。  
 2 57年度とは、57年度の冬期シーズン（58年度当初含む）をいう。  
 3 全国平均の数値は、豪雪地帯市町村（H21は533市町村）の単純平均値である。  
 4 国土交通省「豪雪地帯基礎調査」等より作成。

## (2) 近年における主な豪雪の被害

昭和38年、49年、52年、56年、59年、61年に発生した豪雪が、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条に基づき「激甚災害」に指定されている（昭和36年の場合は、同法施行前）。

- ① 昭和36年豪雪  
この年の大雪は、交通通信が麻痺状態となり各地に大きな被害をもたらした。特に北陸地方では、年末年始にかけて国鉄の旅客及び貨物列車の運休・立ち往生、電話の不通等社会的に大混乱が生じた。
- ② 昭和38年豪雪  
東北から九州まで日本海側の広範囲にわたり記録的な豪雪に見舞われ、特に北陸地方の平野部では、過去最高の記録を更新したところが多かった。この豪雪では、鉄道、道路等の交通が途絶し、山間地に孤立集落が続出したのみならず、平地都市部においても運輸・交通機関が途絶し、各地に大きな被害をもたらした。
- ③ 昭和49年豪雪  
根雪が平年より早く、寒波襲来の都度、大雪となり積雪が増加していった。北日本、特に東北地方では記録的な豪雪となったため、各地で鉄道、道路の交通が麻痺状態となり、生活物資等の輸送が途絶するとともに、表層雪崩等による被害が生じた。
- ④ 昭和52年豪雪  
この冬は、降雪の期間が長く、低温で雪が融けなかったため各地とも平年に比べ積雪が多く、北海道、東北地方では、観測開始以来第1位の積雪を観測したところや、北陸、山陰地方では昭和38年の豪雪を上回ったところも出た。これらの積雪と低温により、果実、野菜及びお茶などの農作物にも大きな被害が生じた。
- ⑤ 昭和56年豪雪  
この冬は、平年より約1ヶ月早く大量の降雪があり、また、短期間に3回にわたり寒気が流入したため集中的な豪雪となった。特に、東北、北陸地方では、過去に例を見ない程の異常豪雪となった。この雪は湿雪で重い雪であったため、多数の家屋等の倒壊、送電線の支持物の倒壊による停電、農林作物の被害のほか、北陸本線、高山線などが不通となった。
- ⑥ 昭和59年豪雪  
初雪が全国で平年より1～3週間程度早く、11月下旬には北陸以北で本格的な降雪が始まり、56年豪雪以来の豪雪となり、道路、河川施設等の公共土木施設の被害のほか、雪崩や屋根雪下ろし等による人的被害も大きくなった。
- ⑦ 昭和60年  
北陸を中心とした日本海側、特に新潟県で豪雪を記録し、屋根雪下ろし中の転落、屋根雪等の落雪により多数の死傷者を出すとともに、家屋の全半壊等も相当数に上がった。
- ⑧ 昭和61年豪雪  
昭和60年12月中旬から61年3月下旬にかけての豪雪により、各地で死傷者、家屋の全半壊の被害を出した。特に新潟県能生町において雪崩が発生し、死者13人の被害を出している。
- ⑨ 平成18年豪雪  
平成17年12月上旬から18年1月上旬にかけて、日本各地で低温となり、日本海側を中心に暴風を伴った大雪となった。1月中旬以降も、山沿いの地域を中心に大雪となる日がたびたびあった。全国の死者は152人と、行方不明者を併せた数で戦後3番目となった。
- ⑩ 平成22年度豪雪  
年末年始にかけて西日本の日本海側等の一部では記録的な大雪となった。また、1月半ばと月末にも強い寒気が南下し、北日本から西日本にかけての日本海側で大雪となった。これらの大雪により、平成22年度冬期には、131人もの死者が発生するなど、全国各地で人的被害や住家被害等が発生した。

なお、平成8年には、札幌市、小樽市を中心とした地域で記録的な豪雪となり、道路が各地で寸断され、JR、航空機等の運休、欠航等の交通傷害が相次いだ。

平成13年には、1月上旬から下旬にかなりまとまった降雪となり、北海道・東北・北陸地方を中心に昭和61年以来の大雪となった。

平成16年には、1月中旬から2月下旬にかけ、北海道、東北及び北陸を中心に広範囲にわたる雪害が発生した。特に北海道北見市、網走市では観測開始以来の最高記録と

なるなど、まとまった降雪となった。

平成17年には、北日本日本海側、東日本日本海側の山間部で平年を大きく上回る地点があり、特に青森県、新潟県で豪雪対策本部が設置されるなど、地域によっては19年ぶり（昭和61年豪雪以来）の豪雪となった。また、新潟県中越地震の被災地にも豪雪による雪害が発生した。

表 1 近年における主な豪雪の被害  
(単位：人、棟)

	被害地域	期 間	人 的 被 害		住家被害 (全半壊)	備 考
			死 者・ 行方不明	負傷者		
昭和 36 年 の豪雪	北陸地方	昭和 35 年 12 月 下旬～ 36 年 1 月	119	92	119	
昭和 38 年 の豪雪	北陸、山陰、 山形、滋賀、 岐阜	昭和 38 年 1 月 ～ 2 月	231	56	1,735	非常災害対策本部設置、 激甚災害指定 (第 8 条)
昭和 49 年 の豪雪	東北地方	昭和 49 年 1 月 ～ 2 月	26	106	41	激甚災害指定 (第 8 条)
昭和 52 年 の豪雪	東北、近畿北 部、北陸地方	昭和 51 年 12 月 ～ 52 年 3 月	101	834	139	非常災害対策本部設置、 激甚災害指定 (第 8 条)、 政府調査団派遣 (新潟、 青森県)
昭和 56 年 の豪雪	東北、北陸地 方	昭和 55 年 12 月 ～ 56 年 3 月	152	2,158	466	非常災害対策本部設置、 激甚災害指定 (第 6 条、 8 条、11 条の 2)、政府 調査団派遣 (新潟、富山、 石川、福井県)
昭和 59 年 の豪雪	東北、北陸地 方 (特に富山 県)	昭和 58 年 12 月 ～ 59 年 3 月	131	1,368	189	非常災害対策本部設置、 激甚災害指定 (第 11 条の 2)、政府調査団派遣 (新 潟、富山、石川、福井県)
昭和 60 年 の豪雪	北陸地方を中 心とする日本 海側	昭和 59 年 12 月 ～ 60 年 4 月	90	736	30	政府調査団派遣 (新潟県)
昭和 61 年 の豪雪	北海道、北陸、 東北地方 (特 に青森県)	昭和 60 年 12 月 中旬～ 61 年 3 月下旬	90	678	27	激甚災害指定 (第 11 条の 2)、政府調査団派遣 (新 潟、青森県)
平成 13 年 の豪雪	東北、北陸地 方	平成 12 年 12 月 中旬～ 平成 13 年 2 月	55	702	5	
平成 16 年 の豪雪	北海道、東北、 北陸地方	平成 16 年 1 月 中旬～ 2 月下旬	22	265	1	政府調査団派遣 (北海道)
平成 17 年 の豪雪	北海道、東北、 北陸地方	平成 17 年 1 月 ～ 2 月下旬	86	758	60	関係省庁連絡会議 雪害関係省庁合同現地調 査 (青森県、新潟県)
平成 18 年 豪雪	北海道、東北、 北陸地方	平成 17 年 12 月 月上旬 ～ 18 年 2 月	152	2,136	44	関係省庁連絡会議 雪害関係省庁合同現地調 査 (秋田県、新潟県、長 野県)
平成 22 年 度豪雪	北海道、東北、 北陸、近畿、 中国地方	平成 22 年 12 月 下旬 ～ 23 年 1 月 下旬	131	1,537	23	関係省庁連絡会議 関係関係会議 (大雪等及 び新燃岳噴火)

資料：人的被害、住家被害は消防庁調べ。

注1：「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」

- 1) 第6条……農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- 2) 第8条……天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例
- 3) 第11条の2……森林災害復旧事業に対する補助

(3) 豪雪地帯及び特別豪雪地帯の指定

① 豪雪地帯の指定(豪雪地帯対策特別措置法第2条第1項)

国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、積雪の度その他の事情を勘案して政令で定める基準に従い、かつ、国土審議会の意見を聴いて、道府県の区域の全部又は一部を豪雪地帯として指定する。

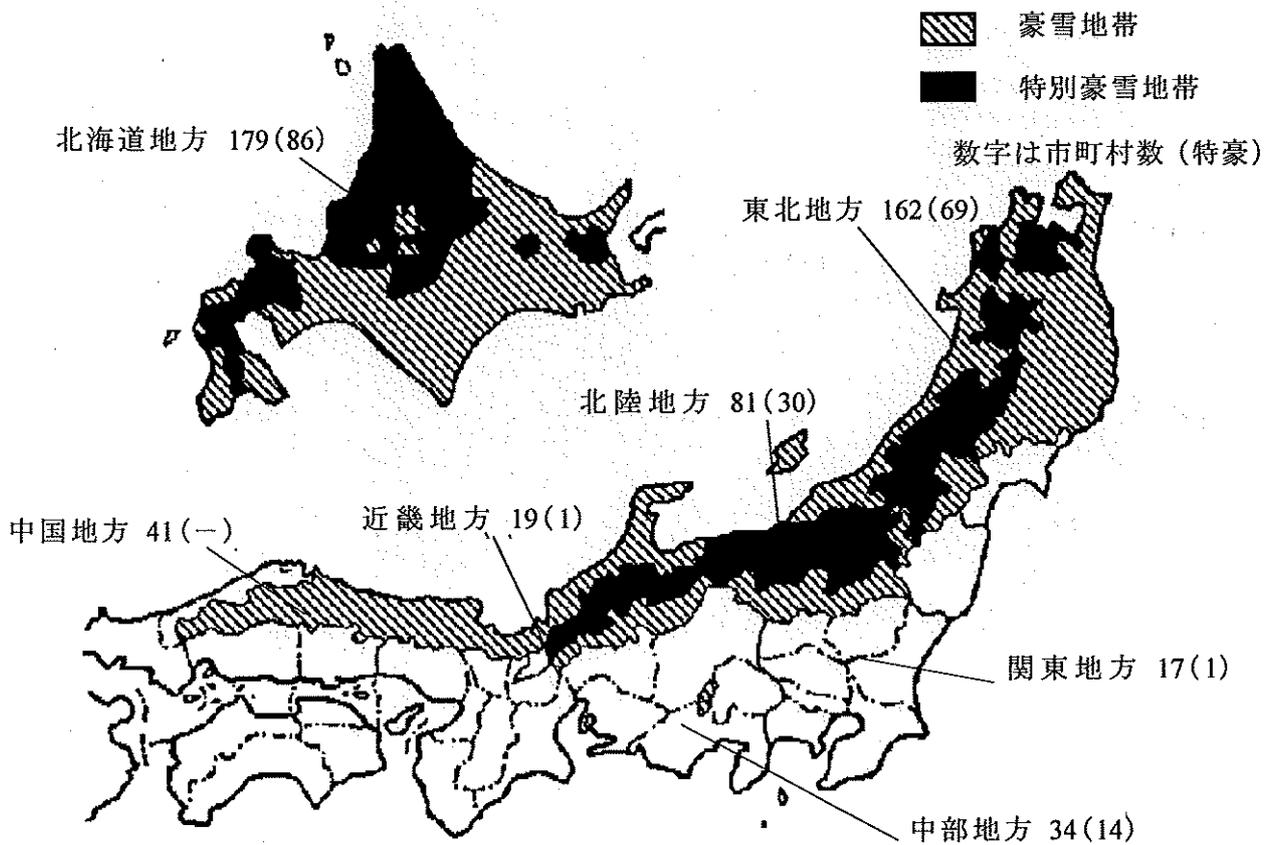
② 特別豪雪地帯の指定(同法第2条第2項)

国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、豪雪地帯のうち、積雪の度が特に高く、かつ、積雪により長期間自動車の交通が途絶する等により住民の生活に著しい支障を生ずる地域について、国土審議会の議決を経て国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が定める基準に従って、豪雪地帯として指定された道府県の区域の一部を特別豪雪地帯として指定する。

表-2 豪雪地帯・特別豪雪地帯の指定基準

	根 拠	指 定 基 準 の 概 要
豪 雪 地 帯	豪雪地帯の指定基準に関する政令 (昭和38年10月7日政令第344号)  豪雪地帯の指定基準に関する政令に規定する期間及び施設を定める総理府令 (昭和38年10月21日総理府令第47号)	昭和37年の積雪の終期までの30年以上の期間における累年平均積雪積算値が5,000cm日以上地域(以下「豪雪地域」という。)がある道府県又は市町村で次のいずれかに該当するもの。 (1) 豪雪地域が2/3以上の道府県又は市町村 (2) 豪雪地域が1/2以上で道府県庁所在市の全部又は一部が豪雪地域である道府県 (3) 市役所、町村役場、1・2級国道、道路法第56条に基づく主要な道府県道・市道又は国鉄(当時)の駅のいずれかが豪雪地域にある市町村 (4) 豪雪地域が1/2以上で市町村境界線の2/3以上が(1)~(3)までのいずれかに接している市町村
特 別 豪 雪 地 帯	特別豪雪地帯の指定基準(第3回) (昭和54年3月20日内閣総理大臣決定)	次の各号の要件を備えた市町村 (積雪の度の要件) 1. (ア) 昭和33年から昭和52年までの20年間における累年平均積雪積算値15,000cm日以上地域が当該市町村の区域の1/2以上である市町村またはその区域内に市役所もしくは町村役場が所在する市町村であること。 または (イ) 昭和33年から昭和52年までの20年間における累年平均積雪積算値が最高の地域にあつては、20,000cm日以上、最低の地域にあつては5,000cm日以上でかつ単位面積当たりの累年平均積雪積算値が10,000cm日以上市町村であること。 (積雪による住民の生活の支障の要件) 2. 積雪による自動車交通の途絶の状況、医療、義務教育および郵便物の集配の確保の困難性、財政力ならびに集落の分散度の各要素について、その実情を総合的にみて住民の生活の支障度が著しい市町村であること。

図-2 豪雪地帯の地域指定図



豪雪地帯の人口と面積

区 分	全 国	豪雪地帯 (対全国比%)	
		うち特別豪雪地帯 (対全国比%)	
人口 (千人)	128,057	19,634 (15.3)	3,209 ( 2.5)
面積 (km <sup>2</sup> )	377,947	191,798 (50.7)	74,898 (19.8)
市町村数	1,725	533 (30.9)	201 (11.7)

注1) 市町村(特別区は1とする。)数は平成23年4月1日現在。人口は平成22年国勢調査(平成22年10月1日時点)による。

注2) 面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」(平成21年10月1日時点)等による。

表-3 豪雪地帯道府県別市町村数

平成23年4月1日現在

地方名	道府県名	全市町村数	豪雪地帯									
										うち特別豪雪地帯		
			計	市	町	村	計	市	町	村		
北海道地方	北海道※	179	179	35	129	15	86	15	61	10		
東北地方 豪雪 162 特豪 69	青森県※	40	40	10	22	8	13	6	5	2		
	岩手県※	34	34	13	16	5	2	1	1	0		
	宮城県	35	8	4	4	0	1	1	0	0		
	秋田県※	25	25	13	9	3	13	8	3	2		
	山形県※	35	35	13	19	3	26	9	14	3		
	福島県	59	20	4	11	5	14	1	10	3		
関東地方 豪雪 17 特豪 1	栃木県	27	3	2	1	0	0	0	0	0		
	群馬県	35	14	3	6	5	1	0	0	1		
北陸地方 豪雪 81 特豪 30	新潟県※	30	30	20	6	4	18	14	3	1		
	富山県※	15	15	10	4	1	6	4	2	0		
	石川県※	19	19	10	9	0	2	2	0	0		
	福井県※	17	17	9	8	0	4	2	2	0		
中部地方 豪雪 34 特豪 14	山梨県	27	2	1	1	0	0	0	0	0		
	長野県	77	20	9	3	8	10	2	2	6		
	岐阜県	42	10	7	2	1	4	2	1	1		
	静岡県	35	2	2	0	0	0	0	0	0		
近畿地方 豪雪 19 特豪 1	滋賀県	19	4	4	0	0	1	1	0	0		
	京都府	26	8	6	2	0	0	0	0	0		
	兵庫県	41	7	5	2	0	0	0	0	0		
中国地方 豪雪 41 特豪 -	鳥取県※	19	19	4	14	1	0	0	0	0		
	島根県	21	8	4	4	0	0	0	0	0		
	岡山県	27	8	4	2	2	0	0	0	0		
	広島県	23	6	4	2	0	0	0	0	0		
計	24道府県	907	533	196	276	61	201	68	104	29		

注)※は、全域豪雪地帯である(全10道県)

表-4 豪雪地帯(特別豪雪地帯)指定地域

平成23年4月1日現在

- 市町村全域が特別豪雪地帯
- ▲ 市町村の一部の地域が特別豪雪地帯
- ※ 市町村の一部の地域が豪雪地帯、それ以外は無指定
- 無印 市町村全域が豪雪地帯

○北海道(豪雪地帯:全道指定)

郡名	市	町	村	名
	札幌市	函館市	小樽市	旭川市 室蘭市 釧路市 帯広市 北見市 夕張市
	▲ 岩見沢市(ただし、平成18年3月27日合併前の旧・岩見沢市、空知郡 旧・北村。 他の地域は豪雪地帯)			
	網走市	● 留萌市	● 苫小牧市	● 稚内市 ● 美唄市 ● 芦別市
	江別市	● 赤平市	● 紋別市	● 士別市 ● 名寄市 ● 三笠市
	根室市	千歳市	● 滝川市	● 砂川市 歌志内市 ● 深川市
	● 富良野市 登別市 恵庭市			
	▲ 伊達市(ただし平成18年3月1日合併前の有珠郡 旧・大滝村。他の地域は豪雪地帯)			
	北広島市			
	▲ 石狩市(ただし平成17年10月1日合併前の厚田郡 旧・厚田村、浜益郡 旧・浜益村。 他の地域は豪雪地帯)			
	北斗市			
石狩郡	● 当別町	● 新篠津村		
松前郡	松前町	福島町		
上磯郡	知内町	● 木古内町		
亀田郡	七飯町			
茅部郡	鹿部町	森町		
二海郡	● 八雲町			
山越郡	● 長万部町			
檜山郡	江差町	上ノ国町	● 厚沢部町	
爾志郡	乙部町			
久遠郡	▲ せたな町(ただし平成17年9月1日合併前の瀬棚郡 旧・瀬棚町、北檜山町。 他の地域は豪雪地帯)			
奥尻郡	奥尻町			
瀬棚郡	● 今金町			
島牧郡	島牧村			
寿都郡	寿都町	● 黒松内町		
磯谷郡	● 蘭越町			
虻田郡	● ニセコ町	● 真狩村	● 留寿都村	● 喜茂別町 ● 京極町
	● 倶知安町	● 豊浦町		
	▲ 洞爺湖町(ただし平成18年3月27日合併前の虻田郡 旧・洞爺村。他の地域は豪雪地帯)			

郡名	市	町	村	名
岩内郡	● 共和町	● 岩内町		
古宇郡	泊村	● 神恵内村		
積丹郡	● 積丹町			
古平郡	● 古平町			
余市郡	● 仁木町	余市町	● 赤井川村	
空知郡	南幌町	奈井江町	上砂川町	
夕張郡	由仁町	長沼町	栗山町	
樺戸郡	● 月形町	● 浦臼町	● 新十津川町	
雨竜郡	● 妹背牛町	● 秩父別町	● 雨竜町	● 北竜町
上川郡	● 鷹栖町	東神楽町	● 当麻町	比布町
	● 美瑛町	● 和寒町	● 剣淵町	● 下川町
			● 新得町	清水町
空知郡	上富良野町	中富良野町	● 南富良野町	
勇払郡	● 占冠村	安平町	厚真町	むかわ町
中川郡	● 美深町	● 音威子府村	● 中川町	
増毛郡	● 増毛町			
留萌郡	● 小平町			
苫前郡	● 苫前町	● 羽幌町	● 初山別村	
天塩郡	● 遠別町	● 天塩町	● 幌延町	● 豊富町
宗谷郡	● 猿払村			
枝幸郡	● 浜頓別町	● 中頓別町	● 枝幸町	
礼文郡	礼文町			
利尻郡	利尻町	利尻富士町		
網走郡	大空町	美幌町	● 津別町	
斜里郡	斜里町	● 清里町	小清水町	
常呂郡	訓子府町	置戸町	佐呂間町	
紋別郡	▲ 遠軽町(ただし平成17年10月1日合併前の紋別郡 旧・丸瀬布町、白滝村。 他の地域は豪雪地帯)			
	湧別町	● 滝上町	● 興部町	● 西興部村
			● 雄武町	
有珠郡	壮瞥町			
白老郡	白老町			
沙流郡	日高町	平取町		
新冠郡	新冠町			
日高郡	新ひだか町			
浦河郡	浦河町			
様似郡	様似町			
幌泉郡	えりも町			
河東郡	音更町	士幌町	上士幌町	鹿追町
河西郡	芽室町	中札内村	更別村	

郡名	市	町	村	名
中川郡	幕別町	池田町	豊頃町	本別町
広尾郡	大樹町	広尾町		
足寄郡	足寄町	陸別町		
十勝郡	浦幌町			
釧路郡	釧路町			
厚岸郡	厚岸町	浜中町		
川上郡	標茶町	弟子屈町		
阿寒郡	鶴居村			
白糠郡	白糠町			
野付郡	別海町			
標津郡	● 中標津町	● 標津町		
目梨郡	羅臼町			
豪雪地帯 179 ( 35 市 129 町 15 村 )				
うち特別豪雪地帯 86 ( 15 市 61 町 10 村 )				

○青森県(豪雪地帯:全県指定)

郡名	市	町	村	名
	● 青森市	● 黒石市		
	▲ 弘前市(ただし平成18年2月27日合併前の中津軽郡 旧・相馬村。他の地域は豪雪地帯)			
	▲ 五所川原市(ただし平成17年3月28日合併前の旧・五所川原市。他の地域は豪雪地帯)			
	▲ 十和田市(ただし平成17年1月1日合併前の上北郡旧・十和田湖町。 他の地域は豪雪地帯)			
	▲ 平川市(ただし平成18年1月1日合併前の南津軽郡 旧・平賀町、碓ヶ関村。 他の地域は豪雪地帯)			
	八戸市	三沢市	むつ市	つがる市
東津軽郡	● 平内町	● 今別町	● 蓬田村	外ヶ浜町
西津軽郡	● 鱒ヶ沢町	深浦町		
中津軽郡	● 西目屋村			
南津軽郡	藤崎町	大鰐町	田舎館村	
北津軽郡	板柳町	鶴田町	中泊町	
上北郡	● 野辺地町			
	▲ 東北町(ただし平成17年3月31日合併前の上北郡旧・東北町。他の地域は豪雪地帯)			
	七戸町	おいらせ町	六戸町	横浜町 六ヶ所村
下北郡	大間町	東通村	風間浦村	佐井村
三戸郡	三戸町	五戸町	田子町	南部町 階上町 新郷村
豪雪地帯 40 ( 10 市 22 町 8 村 )				
うち特別豪雪地帯 13 ( 6 市 5 町 2 村 )				

○岩手県(豪雪地帯:全県指定)

郡名	市	町	村	名
	盛岡市	宮古市	大船渡市	奥州市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市
	一関市	陸前高田市	釜石市	二戸市
	▲ 八幡平市(ただし平成17年9月1日合併前の岩手郡 旧・松尾村。他の地域は豪雪地帯)			
岩手郡	雫石町	葛巻町	岩手町	滝沢村
紫波郡	紫波町	矢巾町		
和賀郡	● 西和賀町			
胆沢郡	金ヶ崎町			
西磐井郡	平泉町			
東磐井郡	藤沢町			
気仙郡	住田町			
上閉伊郡	大槌町			
下閉伊郡	山田町	岩泉町	田野畑村	普代村
九戸郡	軽米町	洋野町	野田村	九戸村
二戸郡	一戸町			
豪雪地帯 34 ( 13 市 16 町 5 村 )				
うち特別豪雪地帯 2 ( 1 市 1 町 0 村 )				

○宮城県

郡名	市	町	村	名
	※ 仙台市(ただし昭和62年11月1日合併前の宮城郡 旧・宮城町、昭和63年3月1日合併前の名取郡 旧・秋保町。他の地域は無指定)			
	▲ 大崎市(ただし平成18年3月31日合併前の玉造郡 旧・鳴子町は特別豪雪地帯。平成18年3月31日合併前の旧・古川市、玉造郡 旧・岩出山町は豪雪地帯。他の地域は無指定)			
	白石市			
	※ 栗原市(ただし平成17年4月1日合併前の栗原郡 旧・築館町、若柳町、栗駒町、高清水町、一迫町、鶯沢町、金成町、志波姫町、花山村。他の地域は無指定)			
刈田郡	蔵王町	七ヶ宿町		
柴田郡	川崎町			
加美郡	※ 加美町(ただし平成15年4月1日合併前の加美郡 旧・小野田町、宮崎町。他の地域は無指定)			
豪雪地帯 8 ( 4 市 4 町 0 村 )				
うち特別豪雪地帯 1 ( 1 市 0 町 0 村 )				

○秋田県(豪雪地帯:全県指定)

郡名	市	町	村	名
	秋田市	能代市		
	▲ 横手市	(ただし平成17年10月1日合併前の平鹿郡 旧・増田町、大森町、雄物川町、山内村。他の地域は豪雪地帯)		
	▲ 大館市	(ただし平成17年6月20日合併前の北秋田郡 旧・比内町、田代町。他の地域は豪雪地帯)		
	男鹿市	● 湯沢市		
	▲ 鹿角市	(ただし昭和47年4月1日合併前の鹿角郡 旧・八幡平村。他の地域は豪雪地帯)		
	▲ 由利本荘市	(ただし平成17年3月22日合併前の由利郡 旧・矢島町、鳥海町、東由利町。他の地域は豪雪地帯)		
	潟上市			
	▲ 大仙市	(ただし平成17年3月22日合併前の仙北郡 旧・協和町。他の地域は豪雪地帯)		
	▲ 北秋田市	(ただし平成17年3月22日合併前の北秋田郡 旧・森吉町、阿仁町。他の地域は豪雪地帯)		
	▲ 仙北市	(ただし平成17年9月20日合併前の仙北郡 旧・田沢湖町、西木村。他の地域は豪雪地帯)		
	にかほ市			
鹿角郡	小坂町			
北秋田郡	● 上小阿仁村			
山本郡	三種町	八峰町	● 藤里町	
南秋田郡	五城目町	八郎潟町	井川町	大潟村
仙北郡	▲ 美郷町	(ただし平成16年11月1日合併前の仙北郡 旧・千畑町。他の地域は豪雪地帯)		
雄勝郡	● 羽後町	● 東成瀬村		
	豪雪地帯	25 ( 13 市	9 町	3 村 )
	うち特別豪雪地帯	13 ( 8 市	3 町	2 村 )

○山形県(豪雪地帯:全県指定)

郡名	市	町	村	名
	山形市 ● 米沢市			
	▲ 鶴岡市(ただし平成17年10月1日合併前の東田川郡 旧・羽黒町、櫛引町、朝日村。 他の地域は豪雪地帯)			
	▲ 酒田市(ただし平成17年11月1日合併前の飽海郡 旧・八幡町。他の地域は豪雪地帯)			
	● 新庄市 寒河江市 ● 上市市 ● 村山市 ● 長井市 天童市 東根市			
	● 尾花沢市 ● 南陽市			
東村山郡	山辺町 中山町			
西村山郡	河北町 ● 西川町 ● 朝日町 ● 大江町			
北村山郡	● 大石田町			
最上郡	● 金山町 ● 最上町 ● 舟形町 ● 真室川町 ● 大蔵村 ● 鮭川村 ● 戸沢村			
東置賜郡	● 高島町 ● 川西町			
西置賜郡	● 小国町 ● 白鷹町 ● 飯豊町			
東田川郡	▲ 庄内町(ただし平成17年7月1日合併前の東田川郡 旧・立川町。他の地域は豪雪地帯)			
	三川町			
飽海郡	遊佐町			
豪雪地帯 35 ( 13 市 19 町 3 村 )				
うち特別豪雪地帯 26 ( 9 市 14 町 3 村 )				

○福島県

郡名	市	町	村	名
	※ 福島市(ただし昭和39年1月1日合併前の旧・福島市、信夫郡 旧・飯坂町、 昭和43年10月1日合併前の信夫郡 旧・吾妻町。他の地域は無指定)			
	会津若松市			
	※ 郡山市(ただし昭和40年5月1日合併前の安積郡 旧・湖南村。他の地域は無指定)			
	▲ 喜多方市(ただし平成18年1月4日合併前の耶麻郡 旧・熱塩加納村、山都町、高郷村。 他の地域は豪雪地帯)			
岩瀬郡	天栄村			
南会津郡	▲ 南会津町(ただし平成18年3月20日合併前の南会津郡 旧・館岩村、南郷村、伊南村。 他の地域は豪雪地帯)			
南会津郡	● 下郷町 ● 檜枝岐村 ● 只見町			
耶麻郡	● 北塩原村 ● 西会津町 ● 磐梯町 ● 猪苗代町			
河沼郡	会津坂下町 湯川村 ● 柳津町			
大沼郡	▲ 会津美里町(ただし平成17年10月1日合併前の大沼郡 旧・会津高田町。 他の地域は豪雪地帯)			
	● 三島町 ● 金山町 ● 昭和村			
豪雪地帯 20 ( 4 市 11 町 5 村 )				
うち特別豪雪地帯 14 ( 1 市 10 町 3 村 )				

## ○栃木県

郡名	市	町	村	名
那須郡	※ 日光市(ただし平成18年3月20日合併前の旧・日光市、塩谷郡 旧・栗山村、藤原町。 他の地域は無指定)			
	※ 那須塩原市(ただし平成17年1月1日合併前の旧・黒磯市、那須郡 旧・塩原町。 他の地域は無指定)			
	那須町			
	豪雪地帯	3 ( 2 市	1 町	0 村 )
	うち特別豪雪地帯	0 ( 0 市	0 町	0 村 )

## ○群馬県

郡名	市	町	村	名
北群馬郡 吾妻郡 利根郡	※ 高崎市(ただし平成18年1月23日合併前の群馬郡 旧・倉渕村、箕郷町。 平成18年10月1日合併以前の群馬郡 旧・榛名町。他の地域は無指定)			
	※ 沼田市(ただし平成17年2月13日合併前の旧・沼田市、利根郡 旧・利根村。 他の地域は無指定)			
	※ 渋川市(ただし平成18年2月20日合併前の旧・渋川市、北群馬郡 旧・伊香保町、子持村、 小野上村。他の地域は無指定)			
	榛東村	吉岡町		
	中之条町	東吾妻町	長野原町	嬬恋村 草津町 高山村
	● 片品村	川場村	みなかみ町	
	豪雪地帯	14 ( 3 市	6 町	5 村 )
	うち特別豪雪地帯	1 ( 0 市	0 町	1 村 )

○新潟県(豪雪地帯:全県指定)

郡名	市	町	村	名
	新潟市			
	▲ 長岡市(ただし平成17年4月1日合併前の旧・長岡市、刈羽郡 旧・小国町、三島郡 旧・越路町、古志郡 旧・山古志村、平成18年1月1日合併前の旧・栃尾市、平成22年3月31日合併前の北魚沼郡 旧・川口町。他の地域は豪雪地帯)			
	▲ 三条市(ただし平成17年5月1日合併前の南蒲原郡 旧・下田村。他の地域は豪雪地帯)			
	▲ 柏崎市(ただし平成17年5月1日合併前の旧・柏崎市、刈羽郡 旧・高柳町。他の地域は豪雪地帯)			
	新発田市	● 小千谷市	● 加茂市	● 十日町市 見附市 燕市
	● 糸魚川市	● 妙高市		
	▲ 村上市(ただし平成20年4月1日合併前の岩船郡 旧・朝日町。他の地域は豪雪地帯)			
	▲ 五泉市(ただし平成18年1月1日合併前の中蒲原郡 旧・村松町。他の地域は豪雪地帯)			
	▲ 上越市(ただし平成17年1月1日合併前の旧・上越市、東頸城郡 旧・安塚町、蒲川原村、大島村、牧村、中頸城郡 旧・柿崎町、吉川町、中郷村、板倉町、清里村、三和村、西頸城郡 旧・名立町。他の地域は豪雪地帯)			
	阿賀野市	佐渡市	● 魚沼市	● 南魚沼市
	▲ 胎内市(ただし平成17年9月1日合併前の北蒲原郡 旧・黒川村。他の地域は豪雪地帯)			
北蒲原郡	聖籠町			
西蒲原郡	弥彦村			
南蒲原郡	田上町			
東蒲原郡	● 阿賀町			
三島郡	出雲崎町			
南魚沼郡	● 湯沢町			
中魚沼郡	● 津南町			
刈羽郡	刈羽村			
岩船郡	● 関川村	粟島浦村		
	豪雪地帯	30 (	20 市	6 町 4 村 )
	うち特別豪雪地帯	18 (	14 市	3 町 1 村 )

○富山県(豪雪地帯:全県指定)

郡名	市	町	村	名
	▲ 富山市(ただし平成17年4月1日合併前の上新川郡 旧・大山町 婦負郡 旧・八尾町、山田村、細入村。他の地域は豪雪地帯)			
	高岡市 射水市 魚津市 氷見市 滑川市			
	▲ 黒部市(ただし平成18年3月31日合併前の下新川郡 旧・宇奈月町。他の地域は豪雪地帯)			
	▲ 砺波市(ただし平成16年11月1日合併前の東礪波郡 旧・庄川町。他の地域は豪雪地帯)			
	小矢部市			
	▲ 南砺市(ただし平成16年11月1日合併前の東礪波郡 旧・城端町、平村、上平村、利賀村 西礪波郡 旧・福光町。他の地域は豪雪地帯)			
中新川郡	舟橋村	● 上市町	● 立山町	
下新川郡	入善町	朝日町		
豪雪地帯 15 ( 10 市 4 町 1 村 )				
うち特別豪雪地帯 6 ( 4 市 2 町 0 村 )				

○石川県(豪雪地帯:全県指定)

郡名	市	町	村	名
	金沢市 七尾市 小松市 輪島市 珠洲市			
	▲ 加賀市(ただし平成17年10月1日合併前の江沼郡 旧・山中町。他の地域は豪雪地帯)			
	羽咋市 かほく市			
	▲ 白山市(ただし平成17年2月1日合併前の石川郡 旧・河内村、吉野谷村、鳥越村、尾口村、 白峰村。他の地域は豪雪地帯)			
能美郡	能美市			
石川郡	川北町			
河北郡	野々市町			
羽咋郡	津幡町 内灘町			
鹿島郡	志賀町 宝達志水町			
鳳珠郡	中能登町			
	穴水町 能登町			
豪雪地帯 19 ( 10 市 9 町 0 村 )				
うち特別豪雪地帯 2 ( 2 市 0 町 0 村 )				

○福井県(豪雪地帯:全県指定)

郡名	市	町	村	名
	福井市 敦賀市 越前市 小浜市 ●大野市 ●勝山市 鯖江市 あわら市			
	坂井市			
吉田郡	永平寺町			
今立郡	●池田町			
南条郡	▲南越前町(ただし平成17年1月1日合併前の南条郡 旧・今庄町。他の地域は豪雪地帯)			
	越前町			
三方郡	美浜町			
大飯郡	おい町 高浜町			
三方上中郡	若狭町			
豪雪地帯 17 ( 9市 8町 0村 )				
うち特別豪雪地帯 4 ( 2市 2町 0村 )				

○山梨県

郡名	市	町	村	名
	※ 南アルプス市(ただし平成15年4月1日合併前の中巨摩郡 旧・芦安村。他の地域は無指定)			
南巨摩郡	早川町			
豪雪地帯 2 ( 1市 1町 0村 )				
うち特別豪雪地帯 0 ( 0市 0町 0村 )				

○長野県

郡名	市 町 村 名
	<p>▲ 長野市(特別豪雪地帯は、平成17年1月1日合併前の上水内郡 旧・戸隠村、鬼無里村。豪雪地帯は、昭和41年10月16日合併前の旧・長野市、上水内郡 旧・七二会村、上高井郡 旧・若穂町、平成17年1月1日合併前の更級郡 旧・大岡村、上水内郡 旧・豊野町。平成22年1月1日合併前の上水内郡 旧・信州新町、中条村。他の地域は無指定)</p> <p>※ 松本市(ただし平成17年4月1日合併前の南安曇郡 旧・安曇村。他の地域は無指定 )</p> <p>※ 上田市(ただし昭和45年4月1日合併前の旧・上田市、平成18年3月6日合併前の小県郡 旧・真田町。他の地域は無指定)</p> <p>※ 須坂市(ただし昭和46年4月30日合併前の上高井郡 旧・東村。他の地域は無指定)</p> <p>中野市</p> <p>※ 大町市(ただし平成18年1月1日合併前の旧・大町市、北安曇郡 旧・美麻村。他の地域は無指定)</p> <p>● 飯山市</p> <p>※ 飯田市(ただし平成17年10月1日合併前の下伊那郡 旧・南信濃村。他の地域は無指定)</p> <p>※ 安曇野市(ただし平成17年10月1日合併前の南安曇郡 旧・穂高町、堀金村。他の地域は無指定)</p> <p>北安曇郡 松川村 ● 白馬村 ● 小谷村</p> <p>上高井郡 ● 高山村</p> <p>下高井郡 ● 山ノ内町 ● 木島平村 ● 野沢温泉村</p> <p>上水内郡 ● 信濃町 飯綱町 小川村</p> <p>下水内郡 ● 栄村</p>
	<p>豪雪地帯 20 ( 9 市 3 町 8 村 )</p> <p>うち特別豪雪地帯 10 ( 2 市 2 町 6 村 )</p>

## ○岐阜県

郡名	市	町	村	名
	<p>▲ 高山市(ただし平成17年2月1日合併前の大野郡 旧・荘川村。他の地域は豪雪地帯)</p> <p>※ 関市(ただし平成17年2月7日合併前の武儀郡 旧・洞戸村、板取村。他の地域は無指定)</p> <p>※ 山県市(ただし平成15年4月1日合併前の山県郡 旧・美山町。他の地域は無指定)</p> <p>▲ 飛騨市(ただし平成16年2月1日合併前の吉城郡 旧・河合村、宮川村、神岡町。 他の地域は豪雪地帯)</p> <p>※ 本巣市(ただし平成16年2月1日合併前の本巣郡 旧・根尾村。他の地域は無指定)</p> <p>※ 郡上市(ただし平成16年3月1日合併前の郡上郡 旧・八幡町、大和町、白鳥町、高鷲村、 明宝村。他の地域は無指定)</p> <p>※ 下呂市(ただし平成16年3月1日合併前の益田郡 旧・馬瀬村)</p>			
不破郡	関ヶ原町			
揖斐郡	▲ 揖斐川町(ただし昭和62年4月1日合併前の揖斐郡 旧・徳山村、 平成17年1月31日合併前の揖斐郡 旧・坂内村。他の地域は豪雪地帯)			
大野郡	● 白川村			
豪雪地帯 10 ( 7市 2町 1村 )				
うち特別豪雪地帯 4 ( 2市 1町 1村 )				

## ○静岡県

郡名	市	町	村	名
	<p>※ 静岡市(ただし昭和44年4月1日合併前の安部郡 旧・井川村。他の地域は無指定)</p> <p>※ 浜松市(ただし平成17年7月1日合併前の磐田郡 旧・水窪町。他の地域は無指定)</p>			
豪雪地帯 2 ( 2市 0町 0村 )				
うち特別豪雪地帯 0 ( 0市 0町 0村 )				

## ○滋賀県

郡名	市	町	村	名
	<p>※ 大津市(ただし昭和42年4月1日合併前の滋賀郡 旧・堅田町。他の地域は無指定)</p> <p>▲ 長浜市(特別豪雪地帯は、平成22年1月1日合併前の伊香郡 旧・余呉町。 豪雪地帯は、平成18年2月13日合併前の旧・長浜市、東浅井郡 旧・浅井町、 平成22年1月1日合併前の伊香郡 旧・木之本町、西浅井町。 他の地域は無指定)</p> <p>※ 高島市(ただし平成17年1月1日合併前の高島郡 旧・マキノ町、今津町、朽木村。 他の地域は無指定)</p> <p>※ 米原市(ただし平成17年2月14日合併前の坂田郡 旧・山東町、伊吹町。他の地域は無指定)</p>			
豪雪地帯 4 ( 4市 0町 0村 )				
うち特別豪雪地帯 1 ( 1市 0町 0村 )				

○京都府

郡名	市	町	村	名
与謝郡	※ 福知山市(ただし平成18年1月1日合併前の旧・福知山市、天田郡 旧・夜久野町、加佐郡 旧・大江町。他の地域は無指定)			
	舞鶴市	綾部市	宮津市	京丹後市
与謝郡	※ 南丹市(ただし平成18年1月1日合併前の北桑田郡 旧・美山町。他の地域は無指定)			
	与謝野町	伊根町		
豪雪地帯 8 ( 6 市 2 町 0 村 )				
うち特別豪雪地帯 0 ( 0 市 0 町 0 村 )				

○兵庫県

郡名	市	町	村	名
美方郡	豊岡市 養父市			
	※ 丹波市(ただし平成16年11月1日合併前の氷上郡 旧・青垣町。他の地域は無指定)			
美方郡	朝来市			
	※ 宍粟市(ただし平成17年4月1日合併前の宍粟郡 旧・波賀町、千種町。他の地域は無指定)			
新温泉町 香美町				
豪雪地帯 7 ( 5 市 2 町 0 村 )				
うち特別豪雪地帯 0 ( 0 市 0 町 0 村 )				

○鳥取県(豪雪地帯:全県指定)

郡名	市	町	村	名
岩美郡	鳥取市	米子市	倉吉市	境港市
八頭郡	岩美町			
東伯郡	若桜町	智頭町	八頭町	
西伯郡	三朝町	北栄町	湯梨浜町	琴浦町
日野郡	日吉津村	大山町	南部町	伯耆町
	日南町	日野町	江府町	
豪雪地帯 19 ( 4市 14町 1村 )				
うち特別豪雪地帯 0 ( 0市 0町 0村 )				

○島根県

郡名	市	町	村	名
	※ 益田市(ただし平成16年11月1日合併前の美濃郡 旧・匹見町。他の地域は無指定)			
	※ 安来市(ただし平成16年10月1日合併前の能義郡 旧・広瀬町、伯太町。他の地域は無指定)			
	※ 雲南市(ただし平成16年11月1日合併前の飯石郡 旧・吉田村、掛合町。他の地域は無指定)			
	※ 浜田市(ただし平成17年10月1日合併前の那賀郡 旧・金城町、旭町。他の地域は無指定)			
仁多郡	奥出雲町			
飯石郡	飯南町			
邑智郡	※ 美郷町(ただし平成16年10月1日合併前の邑智郡 旧・大和村。他の地域は無指定)			
	邑南町			
豪雪地帯 8 ( 4市 4町 0村 )				
うち特別豪雪地帯 0 ( 0市 0町 0村 )				

## ○岡山県

郡名	市	町	村	名
	※ 津山市(ただし平成17年2月28日合併前の旧・津山市、苫田郡 旧・加茂町、阿波村、勝田郡 旧・勝北町。他の地域は無指定)			
	※ 新見市(ただし平成17年3月31日合併前の旧・新見市、阿哲郡 旧・大佐町、神郷町。他の地域は無指定)			
	※ 真庭市(ただし平成17年3月31日合併前の真庭郡 旧・湯原町、美甘村、川上村、八束村、中和村。他の地域は無指定)			
	※ 美作市(ただし平成17年3月31日合併前の勝田郡 旧・勝田町、英田郡 旧・大原町、東栗倉村。他の地域は無指定)			
真庭郡	新庄村			
苫田郡	※ 鏡野町(ただし平成17年3月1日合併前の苫田郡 旧・富村、奥津町、上齋原村。他の地域は無指定)			
勝田郡	奈義町			
英田郡	西栗倉村			
豪雪地帯 8 ( 4 市 2 町 2 村 )				
うち特別豪雪地帯 0 ( 0 市 0 町 0 村 )				

## ○広島県

郡名	市	町	村	名
	※ 三次市(ただし平成16年4月1日合併前の双三郡 旧・君田村、布野村、作木村。他の地域は無指定)			
	※ 廿日市市(ただし平成15年3月1日合併前の佐伯郡 旧・吉和村。他の地域は無指定)			
	※ 安芸高田市(ただし平成16年3月1日合併前の高田郡 旧・美土里町、高宮町。他の地域は無指定)			
	※ 庄原市(ただし平成17年3月31日合併前の比婆郡 旧・東城町、西城町、口和町、高野町、比和町。他の地域は無指定)			
山県郡	※ 安芸太田町(ただし平成16年10月1日合併前の山県郡 旧・戸河内町。他の地域は無指定)			
	北広島町			
豪雪地帯 6 ( 4 市 2 町 0 村 )				
うち特別豪雪地帯 0 ( 0 市 0 町 0 村 )				

## 2. 豪雪地帯対策特別措置法の概要

### (1) 法の制定・改正の経緯

昭和36年の豪雪を契機として雪害対策の抜本的拡充の必要性が強く認識されたこと、雪害の多発する地域の各団体より雪害防除と地域振興のための特別立法を求める運動が根強く続けられたこと等を背景として、昭和37年、議員提案により「豪雪地帯対策特別措置法」（以下「豪雪法」という。）が制定された。その後の主な改正の経緯は表-5のとおりである。

表-5 豪雪地帯対策特別措置法の制定・改正の主な経緯

年	制定・改正の内容
昭和37年	豪雪地帯対策特別措置法の制定
45年	特別豪雪地帯の指定に関する改正
46年	特別豪雪地帯に対する特例措置に関する改正（10年間の時限立法）
57年	特別豪雪地帯に対する特例措置の10年間延長
平成4年	道府県豪雪地帯対策基本計画制度の創設 各種の配慮規定の追加 特別豪雪地帯に対する特例措置の10年間延長
14年	各種の配慮規定の追加 特別豪雪地帯に対する特例措置の10年間延長

### (2) 豪雪法の主な内容

#### ① 豪雪地帯の指定（第2条第1項）

国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、積雪の度その他の事情を勘案して政令で定める基準に従い、かつ、国土審議会の意見を聴いて、道府県の区域の全部又は一部を豪雪地帯として指定する。

#### ② 特別豪雪地帯の指定（第2条第2項）

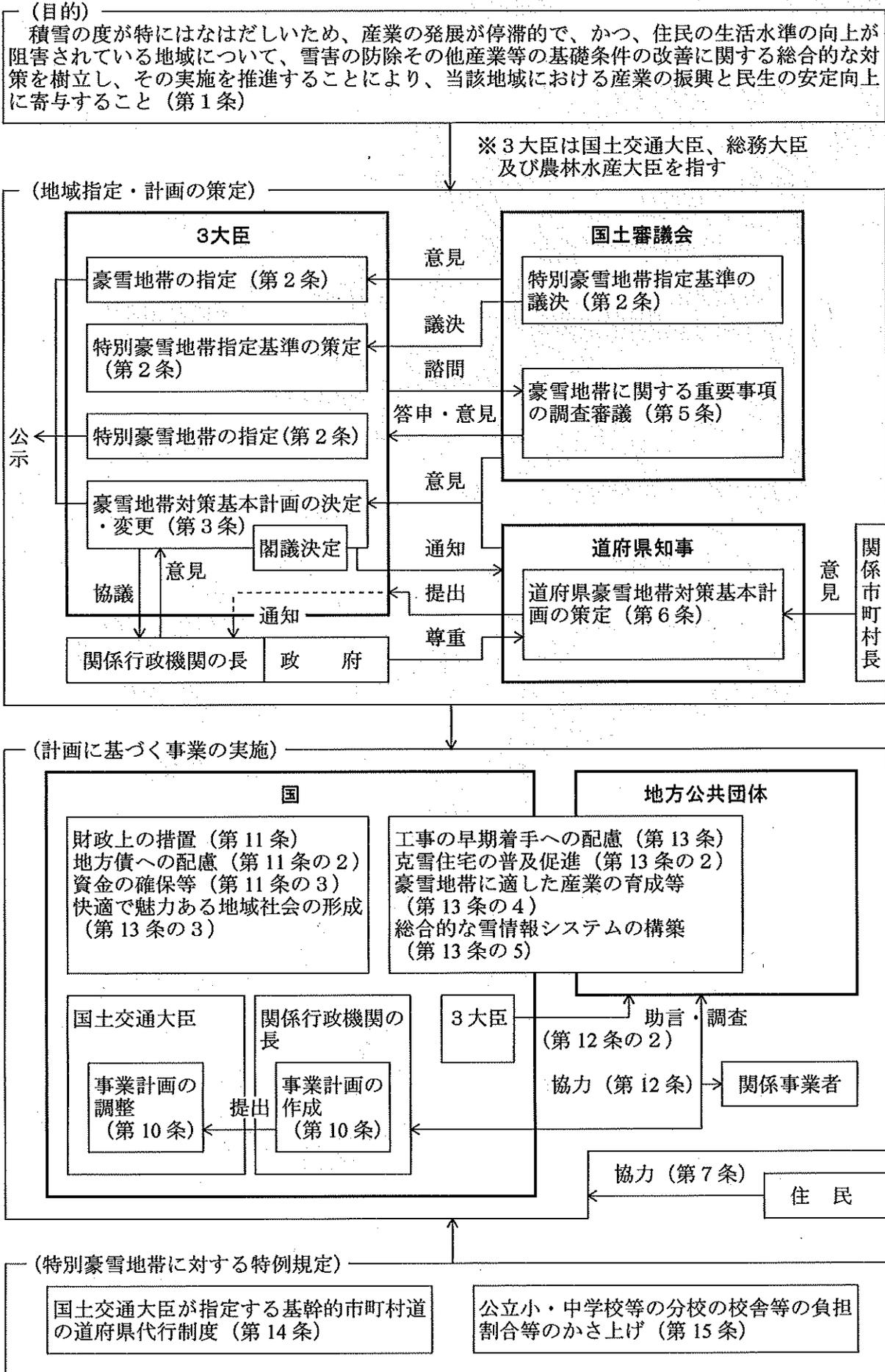
国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、豪雪地帯のうち、積雪の度が特に高く、かつ、積雪により長期間自動車の交通が途絶する等により住民の生活に著しい支障を生ずる地域について、国土審議会の議決を経て国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が定める基準に従って、豪雪地帯として指定された道府県の区域の一部を特別豪雪地帯として指定する。

#### ③ 豪雪地帯対策基本計画（第3条）

国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、関係道府県知事及び国土審議会の意見を聴き、閣議の決定を経て、豪雪地帯対策基本計画（以下「基本計画」という。）を決定する。

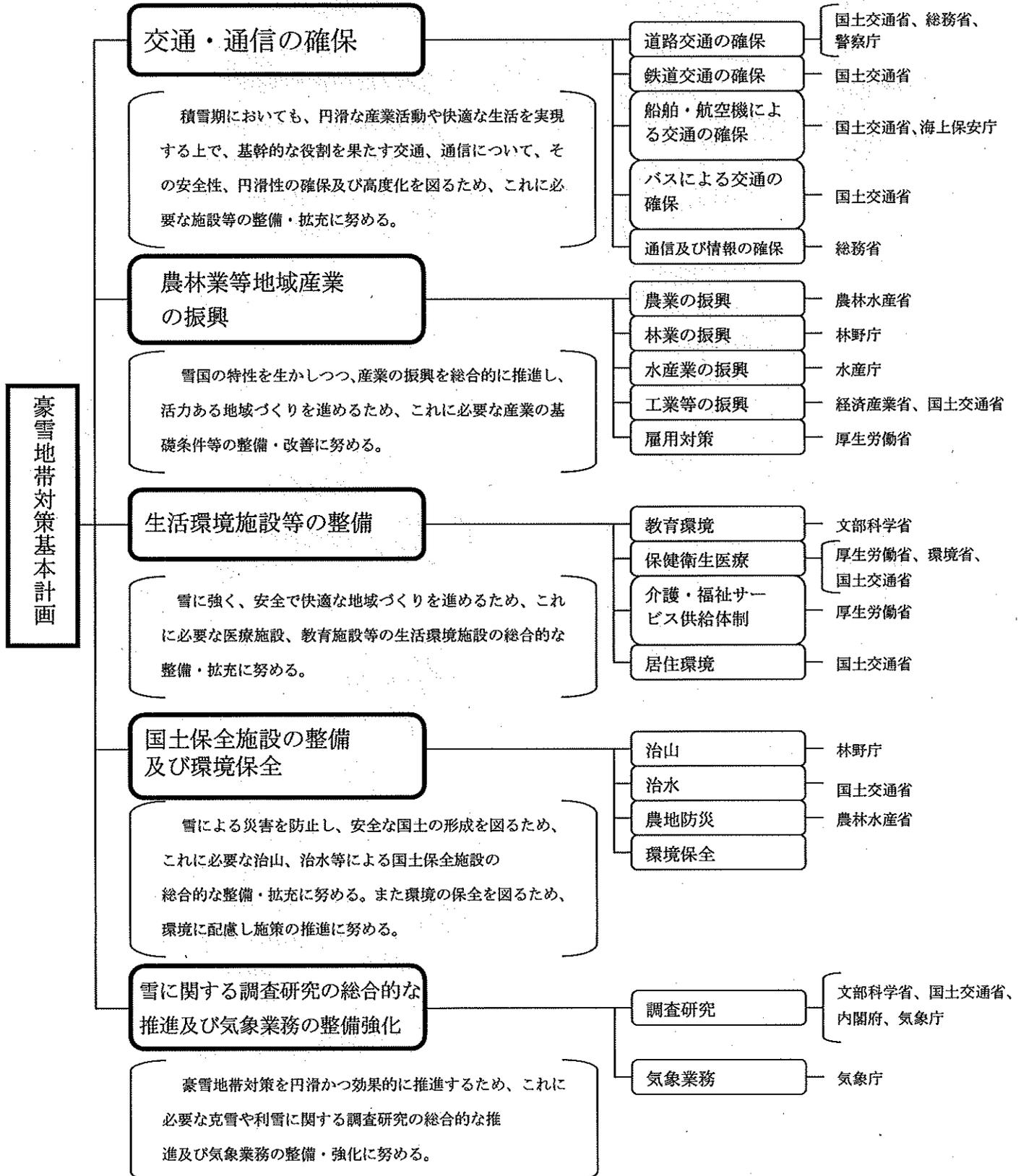
- ④ 国土審議会（第5条）  
国土審議会は、豪雪地帯に関する重要な事項について審議する。
- ⑤ 道府県豪雪地帯対策基本計画（第6条）  
豪雪地帯に係る道府県の知事は、関係市町村の意見を聴いて、道府県豪雪地帯対策基本計画（以下「道府県計画」という。）を定めることができる。
- ⑥ 基本計画及び道府県計画の実施（第9条～第13条）  
関係行政機関の長は、基本計画の実施について、その所掌する事項について事業計画を作成し、国土交通大臣はこの計画について必要な調整を行う。  
また、国は、基本計画及び道府県計画の実施に関し、地方債についての特別の配慮をし、資金の確保等に努める。
- ⑦ 克雪住宅の普及等への配慮（第13条の2～第13条の5）  
国及び地方公共団体は、克雪住宅の普及促進、総合的な雪情報システムの構築及び豪雪地帯に適した産業の育成等に配慮し、また、国は、積雪期のためのレクリエーション施設の整備、農業水利施設の融雪への利用等に配慮する。
- ⑧ 特別豪雪地帯に対する特例措置
  - ア) 基幹的な市町村道の整備の特例（第14条）  
基幹的な市町村道で国土交通大臣が指定するもの（以下「基幹道路」という。）の改築については、道路法（昭和27年法律第180号）の規定にかかわらず、基本計画に基づいて、道府県が行うことができる。
  - イ) 公立の小・中学校又は中等教育学校前期課程（以下「小・中学校等」という。）の施設等に対する特例（第15条）  
次の事業について国庫負担率等の割増しが行われる。（平成18年度より義務教育国庫負担法等の一部改正により補助金から交付金になり、算定方法が新たに省令で定められた。）
    - a) 小・中学校等の分校の校舎等の新增築又は危険改築（第1項第1号）
    - b) 中等教育学校前期課程の寄宿舎の新增築又は小・中学校等の寄宿舎の危険改築（第1項第2号）
    - c) 小・中学校の寄宿舎の新增築（第3項第1号）
    - d) 小・中学校等の教職員住宅の建築（第3項第2号）

図-4 豪雪地帯対策特別措置法の仕組み



### 3. 豪雪地帯対策基本計画に基づく事業の実施

豪雪地帯対策は、豪雪地帯対策基本計画（平成18年11月27日総務省・農林水産省・国土交通省告示第36号）に基づき、関係各省及び地方公共団体等で実施されている。



(注) ( ) 内は豪雪地帯対策基本計画の中の「基本計画の重点」の抜粋である。

## 4. 平成23年度豪雪地帯対策予算総括表

(単位:百万円)

項 目	平成22年度予算額		平成23年度予算額		対前年度比 ( B/A )
	事業費	国費(A)	事業費	国費(B)	
1 交通・通信の確保					
(1)道路交通の確保		< 3,700 >		< 3,500 >	
	[ 79,495 ]	[ 20,515 ]	[ 66,462 ]	[ 15,229 ]	
※(参考)道路整備費	[ 3,109,901 ]	[ 1,335,736 ]	[ 3,098,158 ]	[ 1,341,464 ]	
(2)鉄道交通の確保	65	33	38	19	0.58
(3)船舶・航空機による交通の確保	18,217	13,998	19,631	14,983	1.07
(4)バスによる交通の確保	—	—	—	[ 30,530 ]	
(5)通信及び情報の確保	[ 29,509 ]	[ 16,953 ]	[ 24,145 ]	[ 13,953 ]	
2 農林業等地域産業の振興					
(1)農業	99,189	77,756	90,189	74,723	0.96
	—	[ 38,976 ]	—	[ 21,484 ]	
(2)林業	34,140	10,930	55,322	16,811	1.54
(3)水産業	52,212	35,906	43,669	30,402	0.85
(4)工業等	2,263	549	8	2	0.00
(5)雇用対策	7,892	7,892	6,595	6,595	0.84
	[ 48 ]	[ 48 ]	[ 37 ]	[ 37 ]	

(単位:百万円)

項 目	平成22年度予算額		平成23年度予算額		対前年度比 ( B/A )
	事業費	国費(A)	事業費	国費(B)	
3 生活環境施設等の整備					
(1)教育環境	—	[ 116,071 ]	—	[ 92,122 ]	
(2)保健衛生医療施設	7,533 [ 238,202 ]	3,240 [ 104,486 ]	6,460 [ 139,950 ]	2,713 [ 56,478 ]	0.84
(3)介護・福祉サービス供給体制	117 —	60 [ 41,343 ]	117 —	60 [ 18,810 ]	1.00
(4)居住環境	5,324 [ 229,528 ]	3,714 [ 117,955 ]	4,176 [ 91,938 ]	3,126 [ 57,460 ]	0.84
4 国土保全施設の整備及び環境保全					
(1)治山	45,392	31,451	40,266	28,002	0.89
(2)治水	280,787 [ 7,866 ]	213,492 [ 10,042 ]	281,066 [ 7,415 ]	209,613 [ 8,167 ]	0.98
(3)農地防災	8,193	7,186	10,386	8,878	1.24
5 雪に関する調査研究の総合的な推進及び気象業務の整備・強化					
(1)雪に関する調査研究	5 [ 17,250 ]	5 [ 17,250 ]	0 [ 16,173 ]	0 [ 16,173 ]	0.00
(2)気象業務の整備	[ 8,280 ]	[ 8,280 ]	[ 7,086 ]	[ 7,086 ]	—
全体計	556,159	402,575	553,747	392,801	0.98

注) 1. [ ]は豪雪地帯分の分離が難しいもの、又は全国で実施する事業で、豪雪地帯分を示せない全国数  
豪雪地帯分は内数となる。

2. 平成23年度予算額が未確定及び全体金額の内数の項目については、[ ]のなかに合算している。

3. < >は一般補助設備整備事業債(豪雪分)

4. 全体計は、各項目の計であるが、再掲の部分は差し引いてある。また、平成22年度予算額には、この他に社会資本整備総合交付金及び農山漁村地域整備交付金があり、平成23年度予算額には、この他に社会資本整備総合交付金、農山漁村地域整備交付金及び地域自主戦略交付金がある。

## 5. 豪雪地帯に対する主な配慮措置

区分	事業名	一般地域	豪雪地帯	特別豪雪地帯	根拠	所管
特別措置	基幹的市町村道改築の 道県代行事業			道県代行事業 補助率 内地 5.5/10 北海道 6/10	豪雪地帯対策特別措置 法第14条	国土交通省
	小中学校等の分校の校舎等 新增築	負担率 1/2		負担率 5.5/10		文部科学省
	小中学校等の分校の校舎等 及び寄宿舎の危険建物改築	算定割合 1/3		算定割合 5.5/10	豪雪地帯対策特別措置 法第15条	
	小中学校の寄宿舎の新增築 及び教職員宿舎の建築	算定割合 1/2		算定割合 5.5/10		
補助率等のかさ上げ等	小中学校等の本校の校舎等の 危険建物改築	算定割合 1/3		算定割合 5.5/10	義務教育諸 学校等の施設費の国庫 負担等に関する法律等	
	農業農村 整備事業	戸別所得補償実施円 滑化基盤整備事業 (農地整備事業(経営 体育成型))	補助率 50/100	補助率 55/100	土地改良法 施行令第5 項	農林水産省
採択の緩和等		防災ダム事業	受益面積 100ha 以上	受益面積 70ha 以上	予算措置	
		小中学校建物新增改築事業	(補助基準面積の寒冷地における引き上げ)			文部科学省

区分	事業名		一般地域	豪雪地帯	特別豪雪地帯	根拠	所管	
豪雪地帯等に限り行われる事業	医療用雪上車の整備補助	患者輸送用雪上車			補助率 1/2	予算措置	厚生労働省	
		医師往診用小型雪上車			補助率 1/2			
		巡回診療用雪上車			補助率 1/2			
		民間社会福祉施設の除雪費補助				補助率 1/2 (保護施設は 3/4)		
		浄化槽設置整備事業				補助基準額のかさ上げ	予算措置	環境省
		浄化槽市町村整備推進事業				補助基準額のかさ上げ		
		通年雇用奨励金 試行雇用奨励金 通年雇用促進支援事業		(積雪寒冷地において建設業等に従事する労働者等の雇用の安定化を図るための制度)			雇用保険法	厚生労働省
		雪寒地域道路事業		(雪寒地域における道路交通の確保を図る) 補助率は下表のとおり			雪寒法 (注)	
				除雪	防雪	凍雪害防止		
		直轄	内地 北海道	10/10		10/10		10/10
	補助	内地 北海道	2/3		6/10		2/3	
	街路事業	スノートピア道路事業			流雪溝等の整備にあわせて積雪等に配慮した街路整備を行う	予算措置		
	治水事業	消流雪用水導入事業			中小河川へ消流雪用水導入	予算措置	国土交通省	
		雪対策ダム事業			消流雪用水の確保			
		雪対策砂防モデル事業			流雪機能をもった流路工等の砂防施設整備等	砂防法		
	下水道事業	新世代下水道支援事業制度の一部	融流雪のための下水道施設整備					
	雪崩対策事業				集落保護を目的とする雪崩防止工事	予算措置		
	雪に強い公園づくり				冬期に利用できるレクリエーション施設の整備	都市公園法		

注) 雪寒法：積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法

区分	制 度 名 等	一般地域	豪雪地帯	特別豪雪地帯	根 拠	所 管
税制	所得税における屋根雪処理等の雑損控除	(豪雪の場合の屋根雪処理等、災害に直接関連して支出された金額に対する所得控除)			所得税法	総務省
	高床式住宅についての各種住宅税制の適用に係る床面積の			優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の課税の特例	租税特別措	
	固定資産の評価における積雪寒冷補正	(積雪寒冷地の木造家屋及び非木造家屋における積雪寒冷補正率の適用)			地方税法	
	個人住民税の豪雪等災害に係る雑損控除	(豪雪の場合の屋根雪処理等災害に直接関連して支出された金額に対する個人住民税控除)				
	自動車税の税率の特例	(積雪地域における標準税率の特例)				
金融など	地域産業の振興を通じ、地域経済の活性化及び雇用の促進を図るための融資制度			企業活力強化貸付(地域活性化・雇用促進資金)による低利の設備資金貸付及び長期運転資金貸付		日本政策金融公庫(中小・国民)(注)
	公営住宅整備事業における標準工事費の加算	(多雪寒冷地区(特別豪雪地帯を含む)における雪害防除工事)				国土交通省
	高床式住宅についての建築基準法上の特例			特別豪雪地帯等において当該高床の床下部分を除く		
	公営住宅の入居者資格の特例及び譲渡に係る制限の緩和		豪雪地帯における公営住宅の入居者資格の特例及び譲渡に係る制限の緩和			
地方交付税	地方交付税算定における寒冷補正(積雪度)	(積雪の差による地域区分に応じ、道路、建物等の除雪関係経費等の増加経費を割増算入)			地方交付税法	総務省
地方債	一般補助施設整備等事業		豪雪対策事業			
	防災対策事業		自然災害防止事業			

(注) 中小：中小企業事業本部、国民：国民生活事業本部

## 6. 道府県豪雪地帯対策基本計画

### (1) 制度の概要

平成4年3月の豪雪地帯対策特別措置法の改正により、地域の特性に応じたきめ細やかな豪雪地帯対策を推進するため、豪雪地帯に係る道府県の知事は、道府県豪雪地帯対策基本計画（以下「道府県計画」という。）を定めることができることとされた（第6条第1項）。

道府県計画については、国との事前協議等の事務手続を要しない一方、道府県計画の内容が当該地域の市町村行政や住民の日常生活との関わりを有すると考えられることから、関係市町村長の意見を聴いて定める（第6条第1項）。

道府県計画には、道府県が豪雪地帯対策を推進するために必要な次に掲げる事項を定める（第6条第2項）。

- ① 豪雪地帯の振興に関する基本的な事項
- ② 交通及び通信の確保に関する事項
- ③ 農林業、商工業その他の産業の振興に関する事項
- ④ 生活環境施設の整備に関する事項
- ⑤ 国土保全施設の整備に関する事項
- ⑥ 雪害の防除等に関する調査研究及び降積雪に係る情報の収集等の体制の整備に関する事項
- ⑦ 除排雪についての住民の協力体制の整備及び地域の特性を生かした地域間交流の促進等に関する事項
- ⑧ その他豪雪地帯対策に関し必要な事項

道府県計画の内容は、国の豪雪地帯対策基本計画（以下「基本計画」という。）に適合するとともに、地域における創意工夫を生かしつつ、その活性化に資するよう定める（第6条第3項）。

また、道府県知事は、道府県計画を定めたときは、速やかに国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣に提出し（第6条第4項）、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、速やかにその内容を関係行政機関の長に通知する（第6条第5項）。

さらに、政府は、豪雪地帯において施策を講ずるに当たって、道府県計画を尊重するものとされている（第6条第7項）。

### (2) 計画策定道府県

平成4年度策定：新潟県（H13改定）、富山県（H13改定）、長野県（H19改定）

平成5年度策定：青森県（H13改定）、岐阜県（H20改定）

平成6年度策定：山形県（H18、H22改定）、福島県（H12、H22改定）

平成8年度策定：秋田県

平成9年度策定：岩手県（H11改定）

平成10年度策定：福井県

平成11年度策定：滋賀県（H22改定）

平成14年度策定：栃木県

平成15年度策定：岡山県

計 13団体

# (参考1) 豪雪地帯対策特別措置法

## ●豪雪地帯対策特別措置法

(昭和三十七年四月五日法律第七三号)

最終改正 平成十八年三月三十一日法律第十八号

- (注) 1. 法律は恒久法 (議員立法)  
2. 法律第14条 (市町村の道県代行)、第15条 (公立小中学校等の施設) に関する補助率かさ上げは平成23年度 (平成24年3月31日) まで。

### (目的)

第一条 この法律は、積雪が特にはなはだしいため、産業の発展が停滞的で、かつ、住民の生活水準の向上が阻害されている地域について、雪害の防除その他産業等の基礎条件の改善に関する総合的な対策を樹立し、その実施を推進することにより、当該地域における産業の振興と民生の安定向上に寄与することを目的とする。

### (豪雪地帯及び特別豪雪地帯の指定)

第二条 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、前条に規定する地域について、積雪の度その他の事情を勘案して政令で定める基準に従い、かつ、国土審議会の意見を聴いて、道府県の区域の全部又は一部を豪雪地帯として指定する。

2 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、前項の豪雪地帯のうち、積雪の度が特に高く、かつ、積雪により長期間自動車の交通が途絶する等により住民の生活に著しい支障を生ずる地域について、国土審議会の議決を経て国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が定める基準に従って、豪雪地帯として指定された道府県の区域の一部を特別豪雪地帯として指定する。

3 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、豪雪地帯又は特別豪雪地帯の指定をしたときは、これを公示しなければならない。

### (豪雪地帯対策基本計画の樹立)

第三条 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、関係道府県知事及び国土審議会の意見を聴いて、豪雪地帯における雪害の防除その他積雪により劣っている産業等の基礎条件の改善に関する施策 (以下「豪雪地帯対策」という。) の基本となるべき豪雪地帯対策基本計画 (以下「基本計画」という。) を決定しなければならない。

2 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が基本計画の決定をするには、閣議の決定を経なければならない。

3 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、基本計画を決定したときは、これを公示するとともに、関係道府県知事に通知しなければならない。

4 前三項の規定は、基本計画を変更しようとする場合について準用する。

(基本計画の内容)

第四条 基本計画には、次に掲げる事項について、それぞれその基本的なものを定めるものとする。

- 一 積雪期における交通及び通信を確保するために必要な道路、鉄道、軌道、港湾等の交通施設及び通信施設の整備に関する事項
  - 二 農業及び林業に係る雪害の防除その他農業及び林業の生産条件の整備に関する事項
  - 三 豪雪地帯の特殊事情に即応する教育施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の整備に関する事項
  - 四 雪害を防除するために必要な国土保全施設の整備に関する事項
  - 五 前各号に掲げるもののほか、豪雪地帯対策に関する重要事項で政令で定めるもの
- 2 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、基本計画を定めるに当たっては、特別豪雪地帯につき、住民の生活水準の維持改善に関し必要な措置を講ずるよう特に配慮しなければならない。

(国土審議会の調査審議等)

第五条 国土審議会は、次の各号に掲げる事項について、調査審議する。

- 一 豪雪地帯及び特別豪雪地帯の指定に関する事項
  - 二 基本計画の作成及びその実施の推進に関する事項
  - 三 豪雪地帯に適応する産業の振興に関する事項
  - 四 豪雪地帯における住民の生活文化水準の向上に関する事項
  - 五 雪害及びその対策に関する試験研究の促進に関する事項
  - 六 前各号に掲げるもののほか、豪雪地帯に関する重要事項
- 2 国土審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣の諮問に答申し、かつ、必要に応じ、国土交通大臣、総務大臣若しくは農林水産大臣又はこれらの大臣以外の関係行政機関の長に対し意見を申し出ることができる。

(道府県豪雪地帯対策基本計画)

第六条 地域の特性に応じた豪雪地帯対策を推進するため、豪雪地帯に係る道府県の知事は、関係市町村長の意見を聴いて、道府県豪雪地帯対策基本計画（以下「道府県計画」という。）を定めることができる。

2 道府県計画には、道府県が豪雪地帯対策を推進するために必要な次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 豪雪地帯の振興に関する基本的な事項
- 二 交通及び通信の確保に関する事項
- 三 農林業、商工業その他の産業の振興に関する事項
- 四 生活環境施設の整備に関する事項
- 五 国土保全施設の整備に関する事項
- 六 雪害の防除等に関する調査研究及び降積雪に係る情報の収集等の体制の整備に関する事項
- 七 除排雪についての住民の協力体制の整備及び地域の特性を生かした地域間交流の促進等に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、豪雪地帯対策に関し必要な事項

3 道府県計画は、基本計画に適合するとともに、地域における創意工夫を生かしつつ、その活性化に資するよう定めるものとする。

4 道府県知事は、道府県計画を定めたときは、速やかに、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣にこれを提出しなければならない。

5 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、前項の規定により道府県計画の提出があつた場合においては、速やかに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。

6 第一項及び前三項の規定は、道府県計画の変更について準用する。

7 政府は、豪雪地帯において施策を講ずるに当たっては、道府県計画を尊重するものとする。

(住民の責務)

第七条 住民は、国及び地方公共団体が実施する豪雪地帯対策の推進に協力するよう努めるものとする。

第八条 削除

(事業の実施)

第九条 基本計画及び道府県計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

(事業計画の作成及び調整)

第十条 関係行政機関の長は、毎年度、基本計画の実施についてその所掌する事項に関し事業計画を作成し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により提出された事業計画について必要な調整を行なうものとする。

(財政上の措置)

第十一条 国は、財政の許す範囲内において、基本計画の実施を促進するよう努めなければならない。

(地方債についての配慮)

第十一条の二 地方公共団体が基本計画及び道府県計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(資金の確保等)

第十一条の三 国は、基本計画及び道府県計画に基づいて行う事業の実施に関し、必要な資金の確保その他の援助に努めなければならない。

(関係機関等の協力)

第十二条 関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、基本計画及び道府県計画の円滑な実施が促進されるように協力しなければならない。

(助言及び調査)

第十二条の二 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、道府県計画の実施に関し必要があると認める場合においては、関係地方公共団体に対し助言し、又は関係地方公共団体について調査を行うことができる。

(工事の早期着手等についての配慮)

第十三条 国及び地方公共団体は、豪雪地帯の特殊事情にかんがみ、早期に工事に着手することができるようにする等基本計画及び道府県計画に基づく事業の効率的な実施について特別の配慮をするものとする。

(克雪住宅の普及促進)

第十三条の二 国及び地方公共団体は、克雪住宅（融雪等の措置が講じられた住宅をいう。）の普及が促進されるよう適切な配慮をするものとする。

(快適で魅力ある地域社会の形成)

第十三条の三 国は、豪雪地帯における快適で魅力ある地域社会の形成に資するため、積雪期における住民の健康増進及び交流のためのレクリエーション施設等の整備、農業水利施設の融雪のための利用の促進等が円滑に図られるよう適切な配慮をするものとする。

(豪雪地帯に適した産業の育成等)

第十三条の四 国及び地方公共団体は、豪雪地帯に適した産業の育成を図り、雪を資源として活用するための利雪に関する試験研究の体制の整備及び研究開発の成果の普及を促進するよう適切な配慮をするものとする。

(総合的な雪情報システムの構築)

第十三条の五 国及び地方公共団体は、豪雪地帯における住民の生活その他豪雪地帯における諸活動の安全性及び利便性の向上等に資するため、雪に関連する多様な情報を適切かつ迅速に提供する総合的な情報システムの構築が促進されるよう適切な配慮をするものとする。

(特別豪雪地帯における基幹道路の整備の特例)

第十四条 特別豪雪地帯における基幹的な市町村道で国土交通大臣が指定するもの（以下「基幹道路」という。）の改築については、昭和四十七年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に限り、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の規定にかかわらず、基本計画に基づいて、道府県が行うことができる。

2 道府県は、前項の規定により市町村道の改築を行なう場合においては、政令で定めるところにより、当該市町村道の道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。）に代わつてその権限を行なうものとする。この場合において、道府県が代わつて行なう権限のうち政令で定めるものは、当該道府県を統轄する道府県知事

が行なう。

3 第一項の規定により道府県が行なう基幹道路の改築に係る事業（以下「基幹道路整備事業」という。）に要する経費については、当該道府県が負担する。

4 基幹道路整備事業に要する経費に係る国の負担又は補助については、基幹道路を道府県道とみなす。

5 第三項の規定により基幹道路整備事業に要する経費を負担する道府県が後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和三十六年法律第百十二号。以下「負担特例法」という。）第二条第一項に規定する適用団体である場合においては、基幹道路整備事業（北海道の区域における基幹道路整備事業で当該事業に係る経費に対する国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）が北海道の区域以外の区域における当該事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものを除く。）を同条第二項に規定する開発指定事業とみなして、負担特例法の規定を適用する。

6 北海道の区域における基幹道路整備事業で当該事業に係る経費に対する国の負担割合が北海道の区域以外の区域における当該事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものについては、第三項の規定により当該基幹道路整備事業に要する経費を負担する道府県が負担特例法第二条第一項に規定する適用団体である場合においては、国は、第一号に掲げる国の負担割合が第二号に掲げる国の負担割合をこえるものにあつては、第一号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を、第一号に掲げる国の負担割合が第二号に掲げる国の負担割合をこえないものにあつては、第二号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を負担し、又は補助するものとする。

一 北海道の区域以外の区域における当該基幹道路整備事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合を北海道の区域における当該基幹道路整備事業に係る経費に対する国の負担割合として負担特例法第三条第一項及び第二項の規定により算定した国の負担割合

二 北海道の区域における当該基幹道路整備事業に係る経費に対する国の負担割合

（特別豪雪地帯における公立の小学校及び中学校等の施設等に対する国の負担割合の特例等）

第十五条 地方公共団体が基本計画に基づき特別豪雪地帯において行う次に掲げる新築若しくは増築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。）又は改築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。）に要する経費についての国の負担割合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、昭和四十七年度から平成四年度までの各年度にあつては三分の二（昭和六十年年度にあつては十分の六、昭和六十一年度から平成四年度までの各年度にあつては十分の五・五）とし、平成五年度から平成二十三年度までの各年度にあつては十分の五・五とする。ただし、他の法令の規定により当該割合を超える国の負担割合が定められている場合には、この限りでない。

一 積雪による通学の困難を緩和するための公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の分校の校舎及び屋内運動場（へき地学校（へき地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十三号）第二条に規定するへき地学校をいう。）にあつては当該学校に設けられる体育、音楽等の学校教育及び社会教育の用に供するための施設を含む。）の新築若しくは増築又はこれらの施設で構造上危険な状態にあるものの改築

二 積雪による通学の困難を緩和するための公立の中等教育学校の前期課程の寄宿舎の新築若しくは増築又は公立の小学校若しくは中学校若しくは中等教育学校の前期課程の寄宿舎で構造上危険な状態にあるものの改築

2 国は、前項各号に掲げるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について同項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。

3 国は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第十二条第一項の規定により地方公共団体に対して交付金を交付する場合において、当該地方公共団体が同条第二項の規定により作成した施設整備計画に記載された改築等事業（同法第十一条第一項に規定する「改築等事業」をいう。）として、基本計画に基づき特別豪雪地帯において行う次に掲げる新築若しくは増築又は建築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）に係る事業がある場合においては、平成十八年度から平成二十三年度までの各年度において、当該事業に要する経費の十分の五・五を下回らない額の交付金が充当されるように算定するものとする。

一 積雪による通学の困難を緩和するための公立の小学校又は中学校の寄宿舎の新築又は増築

二 公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程に勤務する教員又は職員の積雪による通勤の困難を緩和するための住宅の建築

（国の負担割合の特例）

第十六条 前二条に定めるもののほか、基本計画に基づく事業の実施の促進上特に必要があるときは、当該事業に要する経費に係る国の負担割合について、別に法律で定めるところにより、特例を設けることができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四五年一二月二六日法律第一四四号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四六年六月七日法律第一〇四号）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の第十四条及び第十五条の規定は、昭和四十七年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和四十六年度分の予算に係る国の負担金又は補助金で翌年度以降に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則 （昭和四九年六月二六日法律第九八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年五月二三日法律第五五号) 抄

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十九条中精神衛生法第十六条の三第三項及び第四項の改正規定並びに第五十九条中森林法第七十条の改正規定 公布の日から起算して六月を経過した日

二 第一条(台風常襲地帯対策審議会に係る部分を除く。)及び第六条から第九条までの規定、第十条中奄美群島振興開発特別措置法第七条第一項の改正規定並びに第十一条、第十二条及び第十四条から第三十二条までの規定 昭和五十四年三月三十一日までの間において政令で定める日

附 則 (昭和五七年三月三十一日法律第二四号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年五月一八日法律第三七号) 抄

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六一年五月八日法律第四六号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律(第十一条、第十二条及び第三十四条の規定を除く。)による改正後の法律の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の特例に係る規定並びに昭和六十一年度及び昭和六十二年の特例に係る規定は、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度(昭和六十一年度及び昭和六十二年の特例に係るものにあつては、昭和六十一年度及び昭和六十二年。以下この項において同じ。)の予算に係る国の負担の(当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。)又は補助(昭和六十年以前年度の事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十年以前年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)並びに昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における事務又は事業の実施により昭和六十四年度(昭和六十一年度及び昭和六十二年の特例に係るものにあつては、昭和六十三年度。以下この項において同じ。)以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十四年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十四年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十年以前年度の事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十年以前年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に

支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十年以前年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成元年四月一〇日法律第二二号) 抄

(施行期日等)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律(第十一条、第十二条及び第三十四条の規定を除く。)による改正後の法律の平成元年度及び平成二年度の特例に係る規定並びに平成元年度の特例に係る規定は、平成元年度及び平成二年度(平成元年度の特例に係るものにあつては、平成元年度。以下この項において同じ。)の予算に係る国の負担(当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項及び次項において同じ。)又は補助(昭和六十三年以前年度の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担及び昭和六十三年以前年度の年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)並びに平成元年度及び平成二年度における事務又は事業の実施により平成三年度(平成元年度の特例に係るものにあつては、平成二年度。以下この項において同じ。)以降の年度に支出される国の負担、平成元年度及び平成二年度の国庫債務負担行為に基づき平成三年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助並びに平成元年度及び平成二年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成三年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十三年以前年度の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担、昭和六十三年以前年度の年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十三年以前年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成元年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成三年三月三〇日法律第一五号)

- 1 この法律は、平成三年四月一日から施行する。
- 2 この法律(第十一条及び第十九条の規定を除く。)による改正後の法律の平成三年度及び平成四年度の特例に係る規定並びに平成三年度の特例に係る規定は、平成三年度及び平成四年度(平成三年度の特例に係るものにあつては平成三年度とする。以下この項において同じ。)の予算に係る国の負担(当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。)又は補助(平成二年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成三年度以降の年度の支出される国の負担及び平成二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成三年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)並びに平成三年度及び平成四年度における事務又は事業の実施により平成五年度(平成三年度の特例に係るものにあつては平成四年度とする。以下この項において同じ。)以降の年度に支出される国の負担、平成三年度及び平成四年度の国庫債務負担行為に基づき平成五年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助並びに平成三年度及び平成四年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成五年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、平成二年度以前の年度における

事務又は事業の実施により平成三年度以降の年度に支出される国の負担、平成二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成三年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成二年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成三年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則 （平成四年三月三十一日法律第一三三号）

（施行期日等）

1 この法律は、平成四年四月一日から施行する。

2 この法律による改正後の豪雪地帯対策特別措置法第十五条第一項及び第二項の規定中平成四年度の特例に係る部分は、平成四年度の予算に係る国の負担又は補助（平成三年度以前の年度における事業の実施により平成四年度以降の年度に支出される国の負担及び平成三年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成四年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）並びに平成四年度における事業の実施により平成五年度以降の年度に支出される国の負担、平成四年度の国庫債務負担行為に基づき平成五年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び平成四年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成五年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、平成三年度以前の年度における事業の実施により平成四年度以降の年度に支出される国の負担、平成三年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成四年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成三年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成四年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則 （平成五年三月三十一日法律第八号） 抄

（施行期日等）

1 この法律は、平成五年四月一日から施行する。

2 この法律（第十一条及び第二十条の規定を除く。）による改正後の法律の規定は、平成五年度以降の年度の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。）又は補助（平成四年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成五年度以降の年度に支出される国の負担及び平成四年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成五年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）について適用し、平成四年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成五年度以降の年度に支出される国の負担、平成四年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成五年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成四年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成五年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則 （平成一〇年六月一二日法律第一〇一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（職員の身分引継ぎ）

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びに これらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を發せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 （平成一四年二月八日法律第一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一四年三月三十一日法律第一二号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一八年三月三十一日法律第一八号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(義務教育諸学校施設費国庫負担法等の一部改正等に伴う経過措置)

第三条 第三条から第十四条まで及び附則第五条から第七条までの規定による改正後の次に掲げる法律の規定は、平成十八年度以降の年度の予算に係る国の負担若しくは補助（平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国の負担又は補助（第十五条第一号の規定による廃止前の公立養護学校整備特別措置法第二条第一項及び第三条第一項並びに附則第四項並びに第十五条第二号の規定による廃止前の公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法第三条第一項の規定に基づく国の負担又は補助を含む。以下この条において同じ。）及び平成十七年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十八年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）又は交付金の交付について適用し、平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、平成十七年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十八年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成十七年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成十八年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

- 一 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律
- 二 産業教育振興法
- 三 学校給食法
- 四 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律
- 五 スポーツ振興法
- 六 へき地教育振興法
- 七 離島振興法
- 八 豪雪地帯対策特別措置法
- 九 過疎地域自立促進特別措置法
- 十 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律
- 十一 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
- 十二 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法
- 十三 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）
- 十四 水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）
- 十五 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）

# (参考2) 豪雪地帯対策基本計画 (第5次)

総務省

○農林水産省告示第36号

国土交通省

豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第3条第4項の規定において準用する同条第1項の規定に基づき、豪雪地帯対策基本計画(平成11年3月5日閣議決定)の全部を平成18年11月14日次のように変更したので、同条第4項の規定において準用する同条第3項の規定に基づき公示する。

平成18年11月27日

総務大臣 菅 義偉  
農林水産大臣 松岡 利勝  
国土交通大臣 冬柴 鐵三

## 豪雪地帯対策基本計画

### 1 基本計画の目的

豪雪地帯は、国土の約51%に及ぶ広大な面積を占め、また、総人口の約16%を擁し、我が国の経済社会において重要な地位を占めているが、毎年の恒常的な降積雪によって、住民の生活水準の向上や産業の発展が阻害されてきた。近年は、道路の除雪を始め、各般の施策が総合的、計画的に推進され、雪による障害は軽減されてきているが、約20年振りの豪雪となった平成18年豪雪では、高齢者を中心に雪処理中の方の事故が相次ぎ、死者152名の人的被害が発生したほか、雪崩の発生等による集落の孤立が生じるなど大規模な雪害が発生した。特に、特別豪雪地帯においては、若年層を中心とした人口の流出や高齢化の進行により、集落内の生活道路の除排雪等や屋根の雪下ろし等の担い手が絶対的に不足する等、冬期における住民の生活に著しい支障をきたしている地域が増えている。

他方、豪雪地帯は、豊かな土地、水資源、優れた自然環境等に恵まれており、我が国にとっての食料の供給地ともなっているが、これらを今後、更に有効に活用し、新たな

産業の振興に取り組むとともに、雪と親しみ、雪と共生した雪国ならではの文化を創造し、交流や定住の場として魅力ある地域社会の形成に努め、雪国の特性を生かして、海外を含めた交流と連携を推進することが、今後の均衡ある国土の発展と持続可能で世界に開かれた活力ある地域づくりに不可欠な課題である。

このような観点から、豪雪地帯においては、環境の保全に配慮しつつ、今後一層の克雪対策の充実を図るとともに、雪を資源として積極的に活用し、雪国の特性に応じた豊かな地域づくりを進めることが重要である。

このため、本計画は、特別豪雪地帯に特に配慮を払いつつ、豪雪地帯における雪害の防除に積極的に努めるとともに、交通の確保、積雪により劣っている産業等の基礎条件や生活環境の整備・改善を図り、併せて雪のもたらす各種資源の利活用や地域の特性を生かした多様な主体の参加と連携による地域づくりの推進に努めるなど、総合的な豪雪地帯対策を実施し、地域経済の発展と住民生活の向上に寄与することを目的とする。

## 2 基本計画の性格

本計画は、豪雪地帯における雪害の防除、産業の振興、生活環境の整備・改善等に関する恒久的な諸対策の基本となるべきものである。したがって、本計画は、豪雪地帯における治山、治水、交通、通信、農林業等の産業の振興、生活環境等に関する長期計画に反映され、その他のあらゆる施策を行うに当たって尊重されなければならない。

## 3 基本計画の重点

本計画は、次の諸点に重点を置いて推進を図る。

第1に、積雪期においても、円滑な産業活動や快適な生活を実現する上で、基幹的な役割を果たす交通、通信について、その安全性、円滑性の確保及び高度化を図るため、これに必要な施設等の整備・拡充に努める。

第2に、雪国の特性を生かしつつ、産業の振興を総合的に推進し、活力ある地域づくりを進めるため、これに必要な産業の基礎条件等の整備・改善に努める。

第3に、雪に強く、安全で快適な地域づくりを進めるため、これに必要な医療施設、教育施設等の生活環境施設の総合的な整備・拡充に努める。

第4に、雪による災害を防止し、安全な国土の形成を図るため、これに必要な治山、治水等による国土保全施設の総合的な整備・拡充に努める。また、環境の保全を図るため、環境に配慮した施策の推進に努める。

第5に、豪雪地帯対策を円滑かつ効果的に推進するため、これに必要な克雪や利雪に関する調査研究の総合的な推進及び気象業務の整備・強化に努める。

## 4 基本計画の内容

### I 豪雪地帯に関する事項

#### (1) 交通、通信等の確保に関する事項

豪雪地帯における地域相互間あるいは非豪雪地帯との間の交流と連携を図り、活力ある経済社会を構築するための基礎的基盤として、交通、通信の果たす役割は極めて重要である。また、高速交通機関の整備に伴う交流圏の拡大、高齢化の進展や女性の社会参加の拡大等、社会情勢も大きく変化していることから、これらに対応した交通・通信体系の整備が望まれている。

このような状況に対処し、冬期の安全で快適な交通を確保するため、高規格幹線道路、高速鉄道、空港等の高速交通や通学路、福祉施設周辺等の歩行空間などの交通基盤の整備を推進するとともに、除排雪、防雪対策及び消融雪を適切に実施するほか、防雪施設等の維持・保全及び交通安全施設整備の充実を図る。

また、生活の利便性の向上、産業振興等の観点から、情報通信の高度化へ向けた基盤整備を推進する。

## ア 道路交通の確保

### (道路整備)

(ア) 冬期においても安全で円滑な道路交通の確保を図るとともに、地域間の交流と連携を促進するため、日常生活の基盤となる主要な市町村道から国土構造の骨格を形成する高規格幹線道路に至る道路網の整備を計画的に推進する。

(イ) これらの路線の新設や改築に当たっては、雪崩や地ふぶき等の雪害の防除や除雪作業を考慮した路線の計画選定を行う。道路の設計においては、降積雪や沿道の状況に応じて、横断面構成、線形、附属物、堆雪スペース等について十分に配慮を加え、雪害が少なく、除雪作業が容易な道路網の形成を図る。特に迂回路のない生命線道路について、道路の雪寒対策や改良等により、安定した冬期の道路交通の確保に努める。また、舗装の拡充及び路面維持の向上に努める。

### (除雪体制の整備等)

(ウ) これらの路線においては、各道路管理者間で整合性のとれた除雪体制（除雪機械、人員及び施設）の整備・強化を図り、除雪事業の効率的な実施に努める。また、除雪作業の一層の効率化等のため、道路管理者等関係機関相互の情報共有の強化を図ることとし、豪雪時においては、道路管理者等の関係機関による情報連絡本部を国道事務所等に設置し、道路交通の確保に努める。また、ITS（高度道路交通システム）技術の導入を推進するとともに、気象や路面状況の監視・予測システムの整備、道路環境に適した除雪機械の性能向上や工法の開発・普及を図る。

### (防雪施設の整備)

(エ) 道路防災総点検に基づき、雪崩予防柵、雪崩防護柵、スノーシェッド等の整備を図る。また、地ふぶきにより視程の確保ができなくなる区間については、防雪柵等の整備を図る。

さらに、これらの防雪施設の計画的な維持・保全及び更新に努める。

### (凍雪害の防止と消融雪施設の整備等)

(オ) 凍上、融雪による路盤の破壊を防止するため、路盤改良や排水施設の整備を

図る。

また、除雪効果を増大させるため、流雪溝の整備を推進するとともに、市街地等の除排雪の困難な箇所等においては、沿道条件や地域条件に応じた消融雪施設の整備を図る。

さらに、スパイクタイヤの使用規制に伴う冬期道路交通の安全性を確保するため、凍結防止剤の効果的散布、消融雪施設の重点的な整備を図る。

なお、これらの消融雪施設の計画的な維持・保全及び更新に努める。

(歩道除雪の推進)

- (カ) 効率的な歩道除雪を推進するため、住民が使いやすい歩道除雪機械や工法の研究・開発を行い、住民協力の下に積雪期においても安全な歩行空間の確保に努める。特に、中心市街地や横断歩道周辺、通学路、医療・福祉施設周辺等における歩行空間の確保を図るため、歩道除雪、消融雪施設の整備を推進する。

(市街地における道路交通の確保)

- (キ) 市街地においては、都市計画事業等の推進により、広幅員道路等除排雪の容易な道路網の整備を行うとともに、雪捨て場の確保を図る。また、地域の状況に応じ、日常生活道路を含めて、沿道条件や地域条件に応じた消融雪施設の面的な整備を行うとともに、住民協力の下に除排雪事業を円滑に実施し、積雪期における都市機能の維持に努める。さらに、これら施設整備と除排雪作業の充実を総合的に進め、冬期歩行者空間の確保を図る冬期バリアフリー対策を推進する。

- (ク) 市街地の主要道路については、電線共同溝等の整備により電線類の地中化を積極的に推進するとともに、植樹帯、道路標識、その他道路占有物件等については、除雪作業にも配慮して設置する。

(集落内における道路交通の確保)

- (ケ) 集落内の日常生活道路については、沿道条件や地域条件に応じた消融雪施設の整備を行い、住民協力の下に道路交通の確保を図る。集落内の道路除雪が困難な地区においては、冬期の共同駐車場の整備を推進する。

(交通安全施設の整備等)

- (コ) 安全で円滑な交通を確保するため、降積雪状況や道路交通状況に関する情報を道路利用者への的確かつ迅速に提供するVICS（道路交通情報通信システム）、UTMS（新交通管理システム）等のITS（高度道路交通システム）の整備・拡充に努める。

また、降積雪時においても見やすい縦型信号機、道路標識等の交通安全施設の整備を推進する。

さらに、凍結路面においても制動性と操舵性の高い安全なタイヤや車両の開発・普及に努める。

(住民に対する啓発等)

- (サ) 除排雪作業を円滑に行うため、放置車両等の防止について地域住民等に対する啓発に努めるとともに、除排雪作業状況を的確に伝達する体制の整備を図る。また、運転者に対する雪道安全運転教育に努める。

## イ 鉄道・軌道交通の確保

### (除雪体制等の強化)

(ア) 積雪期における円滑な鉄軌道の運行を確保するため、除雪体制（除雪車両、除雪機械、人員及び施設）の整備・拡充を図る。また、雪崩や地ふぶき等の雪害の防除又は軽減のため、流雪溝、雪崩防止さく等の防除雪施設の整備、運行車両の防雪化及び電力供給施設等の防雪対策の推進を図る。

### (転てつ機、踏切道等の融雪施設の整備)

(イ) 転てつ機等の凍結害を防止するため、消雪・凍結防止施設を整備する。また、踏切部分に消雪施設等の整備を行い、踏切事故防止を図る。さらに、CTC（列車集中制御装置）等の運行システム、通信施設、保安施設等の機能強化を推進し、積雪期においても安全で円滑な列車運行を図る。

## ウ 船舶・航空機による交通の確保

### (船舶による交通の確保)

(ア) 冬期においても安定的な海上輸送を確保するため、岸壁、荷揚施設等の整備を図るとともに、静穏度を確保するための防波堤の整備を図る。また、自然条件等を勘案して必要な機能を備えた航路標識を整備し、冬期の船舶の航行の安全を図る。

半島等沿岸域等で、陸上輸送路が限られ、海上輸送が有効な沿岸地域においては、陸上交通のみならず、海上輸送による代替輸送を確保する。

### (航空機による交通の確保)

(イ) 航空機による交通への需要の高まりに対応し、安全で確実な輸送を確保するため、滑走路の拡張等による一般空港、ヘリポート等の整備及び航空保安施設の整備を図るとともに、空港の滑走路、誘導路やエプロン等の除雪体制の整備・拡充を図る。

## エ バスによる交通の確保

バス路線道路の整備や除雪体制の強化による路線の確保とともに、車両無線やバス路線総合管理システムの整備による車両の運行管理の充実に努める。また、バス停留所の耐雪化、ターミナルの整備、バス運行情報提供システムの導入等により、積雪期においても快適で、安定したバス利用の確保に努めるとともに、地方生活バス路線については、その運行維持に努める。また、乗合タクシーなど、地域の実情に応じた新たな交通サービスの導入促進に努める。

さらに、各交通機関の有機的連携の強化を図るため、乗換ターミナルを整備するとともに、総合的情報提供システムの導入を図る。

## オ 通信及び情報の確保

### (通信の確保)

(ア) 雪害を防除し、通信機能の確保を図るため、通信線路の地下ケーブル化、着

雪防止工法の採用、重要ルートの二重化等による通信施設の整備を推進する。また、災害復旧体制の整備・強化に努めるとともに、防災行政無線等の整備・拡充を図り、災害時の連絡体制の確保に努める。さらに、郵便物については、その集配度数の確保に努める。

(情報通信ネットワークの高度化)

(イ) 豪雪地帯の生活の向上や産業活動の円滑化を図るため、光ファイバ等のブロードバンドや携帯電話等移動通信のための基盤整備を推進する。また、これらを活用して、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークにつながるユビキタスネット社会の実現を図る。

カ 電力の確保

着雪による送電線の切断や塩雪害を防止するため、送電線の難着雪化等の防雪対策の強化を推進するとともに、電源車等による災害復旧体制の整備・強化を図り、安定した電力の供給に努める。

(2) 農林業等地域産業の振興に関する事項

経済のグローバル化に伴う国際競争の本格化、情報化の進展、産業構造の変化等を背景として、豪雪地帯を含む地域産業は急激な転換を迫られている。このため、我が国の経済構造等の改革を視野に入れつつ、豪雪地帯においては、雪害対策の着実な実施を図りながら、豊かな土地、水資源、恵まれた自然環境等の優れた地域資源を生かすとともに、農林業等の生産活動を通じて発揮される多面的機能を確保し、先端技術等も活用しつつ、総合的な視点に立って地域の特性に応じた地域産業の構築と雇用機会の確保に努める。

ア 農業の振興等

(農業の競争力の強化等)

(ア) 豪雪地帯が食料の安定供給において果たす役割にかんがみ、地域輪作農法等の展開による水田農業の確立など規模が大きく、生産性の高い土地利用型農業の確立に努めるとともに、需要の動向に対応しつつ、地域の特性を生かして、野菜、果樹、花き等の導入など多様な農業の展開を図る。

このため、豪雪地帯の特殊性に対応したほ場や用排水施設の整備、農道の整備等の土地改良事業を実施し、農業生産基盤の整備に努めつつ、農地の流動化等を促進し、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に向け、意欲と能力のある担い手の育成、確保に積極的に取り組む。また、農業用機械・施設、農地等の有効かつ効率的な利用等を推進することにより、効率的かつ高収益を目指した生産・流通システムの確立に努めるとともに、冷涼な気候等地域の特性を生かした各種農産物の導入・普及を促進し、加工等による高付加価値化を図る。

また、輸出対策の推進、技術や知的財産を活用した新需要・新産業の開拓など、「攻め」の視点に立った新たな可能性を追求するための政策も推進する。

さらに、環境への負荷の少ない持続可能な農業を進めるため、有機物資源のリサイクルによる土づくり等を促進するとともに、冷涼な気候条件を生かして農薬の節減を図る等、環境保全型農業の推進に努める。

(総合的な畜産対策)

- (イ) 畜産については、冬期の土地利用に制約のある豪雪地帯における安定的な所得確保に資するものであり、土地利用型農業の基軸として需要の動向に対応した計画的で安定的な生産に努める必要がある。このため、地域の特性に応じた草地畜産基盤の整備、地域未利用資源の活用等による飼料自給率の向上、畜産振興施設の整備等に努め、総合的な畜産対策の推進を図る。

(先端技術の利用等)

- (ウ) 生産性の飛躍的向上に資するため、産学官の緊密な連携の下に、長期的視点に立って、バイオテクノロジー等の先端技術を利用し、耐寒性、耐雪性、収量性などに優れた新品種の開発や乳量、肉質に考慮した増体性、繁殖性等の向上に着目した家畜改良などに努める。

また、高度情報通信技術を活用し、農業気象情報の収集、市場動向調査、農産物物流システム等の高度化を図るため、情報通信基盤の整備、情報提供システムの開発等を総合的に推進する。

さらに、雪や氷の冷熱エネルギーを利用した農産物の低温貯蔵等の農業技術の開発・普及を図る。

(雪害対策の充実)

- (エ) 積雪による作物栽培及び生育期間上の制約を克服するため、雪に強い品種の開発・導入や、雪面黒化法等による消雪促進を始め、耐雪性の育苗等農業用施設、除雪機械、消融雪施設等の整備・拡充を図るとともに、ローカルエネルギー利用による消融雪の促進に努める。また、果樹の枝折れ等の雪害を防止するため、栽培管理技術の向上・普及に努める。

## イ 林業の振興

(豪雪に対応した森林施業)

- (ア) 冠雪害、雪圧害など豪雪が育林に及ぼす影響は極めて大きいことから、雪に強い優良品種の植栽、階段造林、自然力を活用した天然林施業、複層林施業、長伐期施業等による豪雪地帯に適した森林施業の推進を図るとともに、雪おこし、適切な間伐、森林病虫害等の防除等により、森林の保護・管理の充実を図る。

(林業活性化の方策)

- (イ) 豪雪地帯の地域特性に応じた林業の活性化に向け、流域を単位として、森林の整備、木材の生産、加工、流通等に一体的に取り組む森林の流域管理システムの推進を基本として、経営規模の拡大、特用林産物等の複合経営の推進等による林業経営体の育成・強化を図るとともに、新規参入者への支援、通年雇用化の推進等による林業就業者の確保に努める。また、林道における雪害防止施設の整備を適切に実施しつつ、林道と作業道等を組み合わせた高密路網の整備

を図るとともに、高性能林業機械の導入、情報提供等の事業活動の支援措置を講じる。さらに、需要者の住宅等への要請に応じ、安定した品質の製品を低コストで適時適量供給し得る効率的な木材供給体制の整備を図る。

(森林の多面的な機能の確保)

- (ウ) 国民の森林に対する要請が多様化していることにかんがみ、林業生産活動とともに、山地災害の防止、地球温暖化防止、水源のかん養、保健休養、自然環境の保全、生物の生息・生育環境の保全等の森林の有する多面的な機能を高度に発揮し得る森林の整備を進め、森林の総合的な利用の推進を図る。

ウ 水産業の振興

漁港施設について、除雪体制を整備し、冬期風浪期における安全性の向上、陸揚げ機能の強化等を図り、その整備・充実に努める。また、漁船の安全な操業を確保するため、通信施設、航路標識等の整備に努める。さらに、つくり育てる漁業と多面的な資源管理の推進、バイオテクノロジー等の先端技術の活用及び水産物の流通・加工施設等の充実に努めるなど水産業経営の近代化、合理化に努める。

エ 工業及び新しい産業の振興

豪雪地帯における工業を積極的かつ計画的に振興するため、地場産業等の地域に根ざした産業の振興を図るとともに、バイオテクノロジー等を活用した先端技術産業等の誘致・育成を促進する必要がある。また、国際的なマーケットも視野に入れつつ、雪国に適した商品の開発を積極的に推進するとともに、雪や氷を生かした新しい産業の振興に努めることが重要である。さらに、技術革新、情報化、消費者ニーズの高度化や多様化の進展等に伴い、情報、知識、人材育成等に関する新しい産業について、異業種間の交流・融合を促進することも重要である。

このため、適切な水需要予測に応じた水資源の開発及び工業用水道の整備、技術力向上のための研究機関及び教育・研修施設の整備、技術情報のデータベース化の促進、情報通信ネットワークの整備並びに研究者、技術者等の定住促進のための生活環境の整備を図る。また、冬期における雪害を防除し、操業の円滑化を図るため、工場等の施設の耐雪耐寒構造化の推進及び工場内消融雪施設等の整備を推進する。

オ 商業・サービス業等の振興

(商業の振興)

- (ア) 小売業については、無雪駐車場の整備、店舗の共同化等により商店街の高度化を促進するとともに、アーケード、消融雪施設の整備等により、降積雪時においても快適な買物空間の形成に努める。

また、卸売業については、雪に強い卸売団地や問屋街等の整備に努める。

(運輸業及び建設業の振興)

- (イ) 降積雪の影響を受けやすい運輸業については、積雪期の交通の確保に努めるとともに、雪に強い流通業務団地等の整備を進める。

また、建設業については、通年施工体制の推進、工事の早期発注、早期着工

等に努める。さらに、将来にわたって安定した冬期道路交通を確保するため、除雪作業等を担う人材の確保・育成ならびに技術力の保持・向上に努める。

(観光・レクリエーション産業等の振興)

(ウ) 地域の自然や生活、文化を生かした個性的な雪国リゾートを創造するとともに、海外をも視野に入れた冬期間観光の開発を推進する。このため、多様で豊かな自然環境、居住環境・食文化を含めた地域の生活文化、歴史的施設等の各種観光資源の発掘・再評価に努めるとともに、冬期利用に配慮した親雪公園やスキー場等を核とした通年型スポーツ・レクリエーション施設の整備を図る。また、宿泊施設についても、価格・サービス体系の多様化を進めつつ、整備・充実を図る。さらに、マルチメディア等を利用した観光情報システムの整備を図る。

## カ 交流の推進

(地域間交流の多様な展開)

(ア) 雪国の特性を生かした多様な交流を推進するため、地域の産業や交流に関するデータベースの充実等を図り、豪雪地帯からの情報発信機能の強化に努める。

また、雪国の豊かな自然や伝統的な生活・文化等雪国の地域特性を生かした体験型・参加型の地域間交流を推進するため、雪国の生活スタイルを学ぶプログラムを学校教育の現場に取り入れるとともに、雪国の暮らしや遊びを指導するインストラクターや専門家の養成に努める。

広域からの雪処理の担い手の円滑な確保という観点も含め、普段からの交流による関係づくりの推進を図る。

(国際交流の促進)

(イ) 地域特性に応じた独自の生活文化や創意工夫を生かした雪対策や寒冷地対策が進められている海外の雪国との情報・意見の交換を行うため、国際会議、文化活動、スポーツ、イベントの開催等を通じた国際雪国交流を促進する。

## キ 雇用対策の推進

(職業能力の向上)

(ア) 近年における急速な技術革新の進展、産業構造の高度化等に対応して、労働者の多様かつ高度な職業能力の開発、向上を図るため、公共職業能力開発施設の整備及び機能の充実に努めるとともに、専修学校や各種学校等との連携を図る。

(通年雇用対策)

(イ) 労働者の季節的失業を防止し、地域の雇用の安定と産業の振興に資するため、通年雇用対策を推進する。

また、出稼労働者に対しては、援護対策の充実を図る。

## (3) 生活環境施設等の整備に関する事項

豪雪地帯における冬期の生活は、著しい降積雪等により、地域社会の機能が様々な

面において低下するとともに、屋根雪下ろし等の除排雪活動に追われるなど幾多の制約を受けている。

このような状況に対処し、雪に強く、安全で快適な生活環境の形成を図るため、教育、保健衛生、医療、介護・福祉サービス、消防防災等の住民生活に密着した各分野における施設等について、各種既存施設の活用にも留意した整備と克雪対策の充実を図るとともに、克雪住宅の普及・促進、克雪用水の確保、安定的な電力供給の確保やエネルギーの有効利用等に努める。また、地域における克雪・防災機能等の向上を図るため、地域住民のコミュニティー活動や組織づくりを積極的に進めるとともに、マルチメディア等を利用した総合的な雪国情報システムの整備を推進する。

さらに、個性豊かで魅力的な地域づくりを進めるため、これらの施設の整備等に加え、新たな雪国文化の形成や雪国景観の創造・保全に努める。

#### ア 教育環境の向上

##### (学校教育施設の整備)

(ア) 学校教育施設については、耐雪耐寒構造化の推進等により、積雪、寒冷の程度に応じた施設の整備を図るとともに、施設の実態に即して耐震化や老朽化対策を行い、安全で良好な教育環境の整備を進める。

また、学校における教育用コンピュータやソフトウェアの着実な整備を進めるとともに、インターネットへの接続を進めるなど教育の情報化の一層の推進を図る。

##### (学校教育施設の適正配置等)

(イ) 積雪等のために通学の困難な地域においては、冬期分校、へき地における冬期寄宿舎等の学校教育施設の適正配置に努める。

また、積雪期における教職員の通勤困難を緩和するため、へき地における教職員宿舎の整備を促進する。

##### (通学の安全の確保)

(ウ) 積雪期における通学の安全を確保するため、通学路の歩道、交通安全施設等の整備及び歩道除雪の強化等に努める。

また、へき地における遠距離通学者については、安全で円滑な登下校が行えるようスクールバス等の整備を促進する。

##### (雪に親しむ教育と生涯学習等の充実)

(エ) 地域の実情に応じて、雪を教材とした自然学習、雪国の生活スタイルを学ぶプログラムなどの雪に親しみ、雪に関する意識の高揚を図るための教育及び人材育成を推進する。

(オ) 生涯学習体系への移行に向け、専修学校(専門課程)を含めた高等教育機関等の整備を図るとともに、地域社会との連携を進め、地域における学習機会の充実に努める。

##### (社会教育施設等の充実)

(カ) 高齢化の進行等の地域の実情に対応し、地域のコミュニティー活動等の促進及び地域住民の冬期における健康・体力の増進に資するため、人づくり、組織

づくりを推進するとともに、図書館、公民館等社会教育施設の設備の充実、屋根付多目的広場等の交流・レクリエーション施設の整備に努める。

#### イ 保健衛生施設の整備

(水道施設等の整備)

(ア) 積雪や凍結に強い上水道・簡易水道施設の整備・拡充を図るとともに、適切な水需要予測に応じた、水資源の開発を推進する。

(し尿・廃棄物処理施設等の整備)

(イ) 下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽の整備を計画的に推進する。また、施設の老朽化に対応した廃棄物処理施設の整備を進めるとともに、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用に努めるほか、積雪期に対応したし尿及びゴミの収集体制及び処理施設の整備・拡充を図る。

(市町村保健センター等の整備)

(ウ) 母子保健対策及び高齢化の進行に対応した老人保健対策等地域住民の健康の保持及び増進の強化を図るため、その拠点となる市町村保健センターや保健所等の整備・充実を図る。

#### ウ 医療体制の強化

(医療体制の強化)

(ア) 病院、診療所等の施設の整備及び医師、薬剤師等の医療従事者の確保と適正な配置により、適切な医療水準の確保を図るとともに、無医地区の解消に努める。

また、救急患者の医療を確保するため、救急医療体制の整備・充実を図るほか、高齢化の進行に対応し、老人医療の充実・強化に努める。

(へき地医療の強化)

(イ) 特に、医療環境が整っていないへき地については、へき地医療拠点病院、へき地診療所及びへき地保健指導所の整備・拡充並びにへき地勤務医師等の確保を図るとともに、静止画像伝送装置等を利用した診療連携の推進、患者輸送の機能を有するヘリコプターや雪上車等の配備を行い、へき地医療の確保及び医療水準の向上を図る。

また、保健業務と一体となった包括的な医療水準の向上に努める。

#### エ 介護・福祉サービス供給体制の整備等

高齢化の進行に対応し、高齢者保健福祉の充実を図るとともに、児童福祉施設等の社会福祉施設の整備を推進する。

特に、積雪期を含む介護・福祉サービスの円滑な実施のため、必要な人材の確保、雪に強い冬期巡回・移送等の機動力の確保、冬期交通途絶集落や雪崩危険地帯に居住する高齢者が冬期に一定期間居住する機能を持つ居住施設・福祉施設の検討、整備等を行う。

また、高齢者世帯等の屋根雪下ろし等の困難な世帯については、ボランティアセ

ンターへの助成等を行い、地域のボランティア等による援助体制の充実を図るなど、雪処理の担い手の確保、地域の受け皿組織の整備を推進する。

## オ 居住環境の向上

(克雪住宅の普及・促進と雪に強い居住環境の形成)

(ア) 高齢化の進行等を踏まえ、高齢者の居住に適した集合住宅の在り方を検討する等、雪処理の負担を軽減できるよう配慮する。雪質、積雪量等の地域の気象条件等に適し、かつ、屋根雪下ろしの危険と負担を軽減する既存住宅の克雪化を含めた克雪住宅の普及・促進等地域の住宅政策の一環として行われる雪に強い居住環境の整備に向けた取組を促進するとともに、既存住宅の耐震化についても引き続き促進する。また、集落内でのコンパクトな集合住宅の導入も含めた様々な住まい方の検討や高齢者の安定的な住まい方の検討を地域の方々の参加を得ながら進める。

(快適な都市づくり)

(イ) 都市内における雪処理の円滑化を図り、雪に強く、快適で魅力ある都市づくりを進めるため、降積雪を考慮した都市計画を策定し、市街地再開発、土地区画整理事業等を積極的に推進するとともに、地区計画、建築協定等の活用を図ることにより、広幅員道路の整備、電線類の地中化、適切な建ぺい率の確保及び冬期利用に配慮した公園や屋外・屋内運動施設を備えた公園等の整備を図る。この際、街中の再生と活用に留意し、雪に強いコンパクトなまちづくりを進める。また、関係機関と調整の上、空き地、河川敷を利用した雪捨て場等の創出を図る。

また、建物の克雪化の推進、消融雪熱源の確保及び流雪溝等の面的整備の推進と併せ、地域住民の自主的、組織的な克雪活動との連携を強化し、除排雪事業の総合的な推進を図る。

(克雪用水の確保等)

(ウ) 克雪用水の需要の増加に対応し、新たな水資源の確保を図るため、地下水の適切な利用、かん養の強化等により地盤沈下、塩水化等の地下水障害の防止に努めつつ、既設ダムや雪対策ダム、水量の豊富な河川等からの導水路等の整備を推進するほか、農業用水利施設の利活用を図るとともに、導水路や流雪機能を持った下水道、河川等のネットワーク整備を進め、海水、温泉水等の活用も含め、地域における総合的な水の有効利用を推進する。

また、下水再生水の活用、下水道の管渠等を活用した消融雪施設やオープンスペースを利用した融雪槽等の整備、清掃工場等からの温廃水、廃熱等の積極的な利用を進め、効率的な雪処理対策の推進に努める。

(克雪のための電力供給)

(エ) 克雪用水の供給やロードヒーティング、屋根雪融雪装置に必要な融雪用電力等の負荷平準化に資する料金メニューの多様化・弾力化を推進し、電力の効率的な使用を促しつつ、その安定供給に努める。

(雪氷冷熱エネルギー等の利用)

(オ) 雪氷冷熱エネルギーを利用した冷房システムや、木質資源を熱源とする暖房等、雪国が持つ豊富なエネルギーを利用する技術の開発・普及を進める。

(総合的な雪情報システムの構築)

(カ) 冬期においても、安全で円滑な社会生活を送るため、気象、道路等、生活全般にわたる各種の情報を適切かつ迅速に提供する総合的な雪情報システムの構築を図る。

(新たな雪国文化の形成)

(キ) 個性豊かで魅力的な活力ある地域づくりを進めるため、克雪活動を通じた地域コミュニティの形成、大雪時に備えた地域住民による支援のための仕組み作りの推進を図る。また、雪と親しみ、雪を楽しむ親雪活動の普及等により、新たな雪国文化を形成する。

(雪国景観の創造・保全)

(ク) 雪の景観素材としての活用等地域特有の自然や生活文化が反映された雪国ならではの景観の創造・保全に、住民、企業と一体となって努める。

## カ 消防防災施設等の整備

(消防体制の整備)

(ア) 消防用資機材、消防緊急情報システム等の消防通信施設の整備及び積雪型消火栓等の消防水利の確保を図るとともに、消防職団員の確保やコミュニティ消防センター等の整備により、消防力の充実に努める。

(防災体制及び救急・救助体制の整備)

(イ) 地域防災計画の整備・充実等により、豪雪災害の防除を期するとともに、雪害や積雪期の大規模地震等に対する防災体制の強化に努める。また、ヘリコプターの円滑な運用、海上輸送を確保するために必要な港湾施設の整備、消防防災通信ネットワークの整備、消防施設、警察施設等の整備等により、救急・救助体制の整備・充実を図り、降積雪時においても防災業務及び救急・救助業務が円滑に実施されるよう努める。

(ウ) 平時から要援護世帯の把握を進めるとともに、豪雪が想定される場合に速やかに体制が整えられるような計画を立案する。豪雪時において、災害の発生のおそれがある場合には、災害対策本部の設置等、速やかに必要な体制をとるものとする。さらに、大規模な災害の発生に、機動的、効果的に対応し得るよう広域応援体制等の整備を図る。また、状況の変化に応じた機動的な対応を図る。

## キ 雪処理の担い手の確保

地域コミュニティの機能強化などにより、高齢者宅等の雪処理を含む地域防災力を強化するとともに、広域からの雪処理の担い手を円滑に受け入れられるような受け皿機能の組織、コーディネーターの養成に向けた取組の推進に努める。

また、豪雪時の雪処理に広域的かつ効率的に対応するために建設業団体等との連携を図る。

なお、地域の関係者の意見や提案を十分踏まえた取組が必要である。

#### (4) 国土保全施設の整備及び環境保全に関する事項

豪雪地帯では、著しい降積雪に伴う雪崩災害のほか、融雪出水、地すべり等、各種災害が毎年発生している。各種施策を推進しているものの、未だに多数の危険箇所が存在している。

このような状況に対処し、安全で自然豊かな美しい国土を目指し、雪崩防止等のための治山、治水、農地保全事業等を総合的に推進するとともに、環境保全に配慮した施策の推進を図る。また、雪崩等の災害発生の予測・連絡・避難体制の確立・整備を図るとともに、災害復旧体制の整備・強化に努める。

##### (雪崩災害の防止)

(ア) 雪崩災害を防止するため、なだれ防止保安林の整備及び雪崩予防施設、雪崩防護施設等の雪崩防止施設の整備・充実を図る。また、雪崩の発生機構についての調査研究を促進し、効果的な対策工法の早期確立に努めるとともに、雪崩危険箇所の把握を行い、雪崩ハザードマップの活用の促進や雪崩監視装置の設置等総合的な雪崩対策を積極的に推進する。

##### (融雪出水災害の防止)

(イ) 融雪出水による災害を防止するため、治山、砂防事業を積極的に実施するとともに、流域の特性に応じた河川改修の促進、防災調節池、ダム、多目的遊水地等の多様な治水施設の整備を推進する。また、浸水実績、浸水予想区域等の公表により土地利用の適切な誘導を図る。さらに、河川情報システム等の整備や洪水ハザードマップの作成を促進する。

##### (土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等の防止)

(ウ) 融雪に伴う土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等を防止するため、治山事業による保安林等の整備及び地すべり防止施設の整備、砂防関係事業による土石流対策及び地すべり対策並びに急傾斜地崩壊対策事業を促進する。また、これらの災害危険区域における建築規制及び当該区域からの住宅移転等についても積極的に推進する。

さらに、土砂災害ハザードマップの活用を促進する。

##### (農用地等の防災の強化)

(エ) 農用地、農業施設等の災害を防止するため、農地防災対策や地すべり対策事業を推進する。

##### (警戒・避難体制の確立及び災害復旧対策の強化)

(オ) 雪崩、地ふぶき、融雪出水、大雪による建物の倒壊等の災害発生に的確かつ迅速に対応するため、これらの災害の予知・予測技術の研究・開発を進めるとともに、危険区域の把握や防災意識の向上、防災無線等の整備による通信・連絡体制及び警戒・避難体制の強化を図る。また、災害発生に際しては、災害救助及び災害復旧事業の迅速な対応を図るため、資機材及び体制の整備に努める。

##### (環境の保全)

(カ) 雪国の自然環境を美しく健全な状態で将来世代に引き継いでいくため、環境

影響評価等を適切に実施し、環境の保全に努めるものとする。また、地下水の  
かん養等による地域の状況に応じた健全な水循環の確保、環境への影響が少な  
い凍結防止剤の開発等、循環を基調とした持続可能な地域社会の形成及び自然  
との共生を基本理念とした、環境保全に配慮した施策を総合的かつ計画的に推  
進する。

(5) 雪に関する調査研究の総合的な推進及び気象業務の整備・強化に関する事項

雪に関する調査研究の総合的な推進及び気象業務の整備・強化は、豪雪地帯対策を  
円滑かつ効果的に実施するために不可欠であり、積極的な推進を図る。また、雪国の  
新たな産業創出を促す克雪技術や利雪技術に関する研究開発についても推進を図る。

(調査研究体制の整備)

(ア) 地域の実情に応じた雪対策を推進するため、関係研究機関の調査研究施設の  
整備等総合的な調査研究体制の充実を図る。

また、雪氷に関する調査研究についてのデータの収集・整備の充実に努めると  
ともに、研究機関相互の連絡調整機能を充実し、防災科学技術研究所等の公  
的研究機関や道府県立の研究機関、大学等の緊密な協力の下に、基礎的研究か  
ら応用的研究まで、効率的かつ積極的な推進を図る。

さらに、民間における研究・開発を推進するため、地域の特性を踏まえつつ、  
産学官の連携を図り、共同研究等の充実に努める。

なお、調査研究の推進に当たり、現場の実務担当者との協力・連携を促進す  
る。

(調査研究内容の充実)

(イ) 雪崩や地ふぶき、着氷雪及び落雪、落水等の予知・予測及びそれらの災害の  
防除、除雪機械、安全な冬期道路交通の確保、克雪住宅や安全な屋根雪処理等  
に関する理工学的、技術的な調査研究の推進等に努めるとともに、産業の振興  
及び生活環境の向上のための社会的、経済的な研究についても積極的な推進を  
図る。

また、近年の豪雪地帯を取り巻く情勢の変化に対応し、雪や氷の冷熱エネル  
ギーの活用技術、酸性雪の環境への影響、省エネルギー型の消融雪技術等につ  
いても、調査研究を積極的に推進する。

(気象業務の整備)

(ウ) 降積雪、雪崩等に関する正確かつ詳細な気象情報の提供を促進するため、観  
測、解析、予報・警報等の業務を行うための施設の整備及び体制の充実・強化  
を図る。また、降雪の短時間予測や、降雪量分布予報等に関する技術開発・改  
良を推進するとともに、インターネット、CATV等のマルチメディアを活用  
し、迅速かつ的確な気象情報の提供・伝達システムの推進を図る。

II 特別豪雪地帯に関する事項

特別豪雪地帯は、国土の面積の約20%を占め、総人口の約3%を擁しているが、

積雪の度が特に高く、住民生活や産業振興の面で様々な支障が生じている。また、若年層を中心とした人口の流出や高齢化が進行している地域が多く、地域社会も大きく変容してきている。

このため、特別豪雪地帯においては、道路交通や学校教育施設等、次の事項について特別な配慮を行い、産業の振興と住民の安全で快適な生活の確保に努める。

(1) 道路交通の確保に関する事項

(基幹的な市町村道の整備)

- (ア) 特別豪雪地帯における日常生活や社会活動を維持するため、基幹的な市町村道については、道府県の代行等により、その改築を促進し、積雪期の道路交通の確保に努める。
- (イ) 市町村道のうち、積雪期において、道路交通の確保が特に必要なバス路線等の幹線的な道路で道府県道への昇格基準に該当するものは、昇格措置を採り、その整備を図るとともに、除雪体制の強化を図る。
- (ウ) これらの市町村道の整備を促進するため、地方債の充実を図る。

(2) 農林業等の振興に関する事項

(農業の振興)

- (ア) 著しい降積雪等による作物栽培及び生育期間の制約を克服するため、育苗等の農業用施設の耐雪耐寒化を進めるとともに、消融雪の促進を図る。また、生産性の向上を図るため、特別豪雪地帯の特殊性に対応したほ場や用排水施設の整備、農道の整備等、農業生産基盤の整備に努める。さらに、寒さや雪を活用した栽培による差別化、雪を利用した農産物の低温貯蔵等の利活用により、農産物の高付加価値化を図る。

(工業、観光産業等の振興)

- (イ) 既存の産業の育成や各種産業の積極的な導入を図り、生産性の向上と雇用の場の確保に努めるため、工場内消融雪施設の整備を進め、雪害対策の強化を図るとともに、積極的な設備投資の誘導に努める。  
また、豊かな自然や伝統的な生活、文化等を活用し、スキー場、レクリエーション施設の整備等に努めるなど総合的な産業の振興を図る。

(3) 生活環境施設等の整備に関する事項

(学校教育施設等の整備)

- (ア) 学校教育施設の耐雪耐寒構造化の推進を図るとともに、公立の小学校・中学校又は中等教育学校の前期課程の分校の校舎及び屋内運動場の整備を促進する。
- (イ) 積雪による通学の困難を緩和するため、公立の小学校・中学校又は中等教育学校の前期課程の寄宿舎の整備を進める。  
また、公立の小学校・中学校又は中等教育学校の前期課程に勤務する教職員の積雪による通勤困難を緩和するため、教職員宿舎の整備・充実を図る。
- (ウ) へき地における遠距離通学者については、安全で円滑な登下校が行えるよう

スクールバス等の整備を促進する。

(医療体制の確保等)

(エ) 医療施設の整備と医師その他医療従事者の確保を図り、無医地区の解消を図るとともに、医療水準の向上に努める。

また、高齢化の進行に対応し、老人医療の充実・強化を図る。

(へき地医療の確保等)

(オ) 特にへき地については、へき地診療所、へき地保健指導所等の整備及び静止画像伝送装置等を利用した診療連携を推進し、保健と一体となった包括的な医療の確保を図る。また、患者輸送の機能を有するヘリコプターや雪上車等の配備により、機動力の強化を図る。

(介護・福祉サービス供給体制の整備等)

(カ) 高齢化の進行に対応し、高齢者福祉施設の整備・充実を図るとともに、民間社会福祉施設の除雪に要する経費について助成を行う。

(克雪住宅の普及・促進と雪に強い居住環境の形成)

(キ) 高齢化の進行に対応し、屋根雪下ろしの危険と負担を軽減する克雪住宅の普及・促進等地域の住宅政策の一環として行われる雪に強い居住環境の整備に向けた取組を促進する。

(消防防災施設等の整備)

(ク) 消防業務及び防災業務の迅速化を図るため、地域防災計画の整備・充実に努めるとともに、防災無線通信施設等の消防防災施設、警察施設等の整備を推進する。また、区域を越えた消防力、防災力の広域的な運用を図るため、市町村間の相互応援協定の締結の推進に努める。

(その他)

(ケ) 地域住民の自主的な克雪・利雪活動等の推進を図り、安全で快適な活力ある地域社会を創造するため、地域の実情に応じた克雪・利雪施設等の整備・拡充に努める。

## 5 基本計画の推進

本計画に基づく事業を計画的・効率的に実施するため、国及び地方公共団体は、必要な経費の確保を図るとともに、資金の融通等適切な措置を講じるほか、各種税制上の特例措置の活用を努める。また、民間との密接な連携を図り、民間活力の活用を努める。

なお、事業の実施に当たっては、次の事項について特に留意するものとする。

(地方公共団体の自主性、自立性の強化)

(ア) 積雪の度その他地域の事情を勘案し、きめ細かな対応を図るため、地方公共団体の自主性、自立性の強化に努める。

(道府県豪雪地帯対策基本計画の尊重)

(イ) 道府県豪雪地帯対策基本計画を最大限尊重し、地域の特性に応じた豪雪地帯対策の推進に努める。

(市町村における雪対策に関する計画の考慮)

(ウ) 市町村における雪対策に関する総合的な計画の策定を促進するとともに、これを十分に考慮し、地域の特性に応じた豪雪地帯対策の推進に努める。

(効率的な事業の実施)

(エ) 事業の目的、性格等に十分配慮しつつ、費用対効果分析の活用等可能な限り客観的な評価を行った上で、効率的な事業の実施に努める

(民間団体等の協力)

(オ) 国及び地方公共団体は、民間団体及び地域住民の役割を踏まえつつ、理解と協力を得て、効果的に計画を推進する。

(工事の早期着工)

(カ) 積雪期の実情にかんがみ、工事については、早期に着工することができるよう努める。